

名古屋市公報	令和 4年 3月30日 第146号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (住都・建築指導課)	(第2号) 11
○ 名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例 (ス市・市民活動推進センター)	(第3号) 12
○ 名古屋市財産条例の一部を改正する条例 (財政・資産経営戦略室)	(第4号) 14
○ 名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例 (経済・地域商業課)	(第5号) 15
規 則	
○ 名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (健福・総務課)	(第18号) 21
○ 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則等の一部を改正する規則 (環境・総務課)	(第19号) 24
○ 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則 (住都・建築指導課)	(第20号) 27
○ 名古屋市民会館条例施行細則の一部を改正する規則 (観光・文化振興室)	(第21号) 28
○ 名古屋市青少年文化センター条例施行細則の一部を改正する規則 (観光・文化振興室)	(第22号) 30
○ 名古屋市芸術創造センター条例施行細則の一部を改正する規則 (観光・文化振興室)	(第23号) 33
○ 名古屋市演劇練習館条例施行細則の一部を改正する規則 (観光・文化振興室)	(第24号) 35
○ 名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則の一部を改正する規則 (子青・総務課)	(第25号) 37
○ 名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則 (健福・総務課)	(第26号) 38
○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則 (住都・総務課)	(第27号) 39
○ 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則 (子青・総務課)	(第28号) 40

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第29号)	42
	告	示	
○ 名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第123号)	45
○ 名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第124号)	46
○ 車両制限令による道路の指定に関する告示	(緑土・道路管理課)	(第125号)	47
○ 車両制限令による道路の指定に関する告示	(緑土・道路管理課)	(第126号)	50
○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定	(防災・地域防災室)	(第127号)	52
○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消し	(防災・地域防災室)	(第128号)	54
○ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定	(防災・地域防災室)	(第129号)	56
○ 災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消し	(防災・地域防災室)	(第130号)	57
○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指定	(防災・地域防災室)	(第131号)	58
○ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指定の取消し	(防災・地域防災室)	(第132号)	60
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第133号)	61
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第134号)	64
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第135号)	65
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退	(健福・保護課)	(第136号)	68
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第137号)	69
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第138号)	70
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第139号)	71
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第140号)	73

○ 名古屋市児童館の臨時開館について	(子青・青少年家庭課)	(第141号)	75
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第142号)	77
○ 名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の解散認可	(住都・市街地整備課)	(第143号)	79
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第144号)	80
○ 自転車等放置禁止区域の名称変更	(緑土・自転車利用課)	(第145号)	81
○ 名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第146号)	82
○ 開発行為に関する工事の完了	(住都・開発指導課)	(第147号)	84
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第148号)	85
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第149号)	109
○ 名古屋市公設市場の開場時間及び休業日	(経済・地域商業課)	(第150号)	112
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第151号)	114
○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の臨時開館について	(健福・高齢福祉課)	(第152号)	141

人 事 委 員 会 規 則

○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(第1号)	142
○ 職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(第2号)	144
○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	(第3号)	148
○ 職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則	(第4号)	150
○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(第5号)	153

農 業 委 員 会 規 程

○ 名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程	(第1号)	154
----------------------------	-------	-----

上 下 水 道 局 告 示

○ 名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員についての一部改正	(第5号)	156
--	-------	-----

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正	(第7号)	157
○ 名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程の一部改正	(第8号)	161
○ 名古屋市上下水道局被服貸与規程の一部改正	(第9号)	162
○ 名古屋市上下水道局会計規程の一部改正	(第10号)	179
○ 名古屋市上下水道局公有財産規程の一部改正	(第11号)	180

交 通 局 告 示

○ I Cカード乗車券と併せて使用できる乗車券についての一部改正について	(第3号)	185
--------------------------------------	-------	-----

○ 乗合自動車の運行系統の新設、廃止及び変更並びに停留所の 新設等について	(第4号)	186
--	-------	-----

交 通 局 管 理 規 程

○ I Cカード乗車券による乗車の判定時刻に関する規程	(第8号)	193
○ 乗合自動車乗車料条例施行規程及び高速電車乗車料条例施行 規程の一部改正	(第9号)	196
○ I Cカード乗車券取扱規程の一部改正	(第10号)	197
○ 乗合自動車の運行系統の変更、廃止等に伴う定期券等の既納 料金の還付及び還付に係る手数料の特例に関する規程	(第11号)	199

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	202
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	205
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	208
○ 令和 4年度名古屋市職員第 1類採用試験及び職務経験者採用 試験公告	(人事・任用課)	210
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告	(経済・地域商業課)	231

雑 報

○ 職員の懲戒処分	(総務・人事課)	234
○ 職員の懲戒処分	(消防・職員課)	235
○ 職員の懲戒処分	(消防・職員課)	236
○ 教育委員会の人事異動	(教育・総務課)	237

条 例 の あ ら ま し

○ 名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例（第 2号）

1 改正内容

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第17条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例（第 3号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）第 314条の 7第 1項第 4号の規定による個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地の変更に伴い、規定の整理を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 名古屋市財産条例の一部を改正する条例（第 4号）

1 改正内容

(1) 借地借家法（平成 3年法律第90号）の一部改正に伴い、規定を整理します。（第12条関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第10条関係）

2 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3年法律第37号）附則第 1条第 4号に掲げる規定（同法第35条の規定に限る。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（第 5号）

1 制定の目的

商業者等による地域貢献活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに商業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、併せて大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するための措置を講ずることにより、地域商業の活性化を図り、及び安心、安全で快適なまちづくりを推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とします。

2 主な内容

- (1) 商業者等による地域貢献活動の推進に関する基本理念並びに市の責務並びに商業者等及び市民の役割を定めます。（第 3条から第 6条関係）
- (2) 大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するための手続等を定めます。（第 3章関係）

3 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 4年 7月 1日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（第18号）

- 1 改正内容

- 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第 121号）の一部改正に伴い、様式を改めます。（第 1号様式から第 4号様式まで関係）

- 2 施行期日

- 令和 4年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則等の一部を改正する規則（第19号）

- 1 改正内容

- 環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3年環境省令第 2号）の施行等に伴い、規定を整備します。

- 2 施行期日

- 令和 4年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則（第20号）

- 1 改正内容

- 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第34条関係）

- 2 施行期日

- 令和 4年 4月 1日から施行します。ただし、第34条第 1項の改正規定（「次の各号」を「次」に改める部分及び同項第 9 号に係る部分に限る。）は、公布の日から施行します。

- 名古屋市民会館条例施行細則の一部を改正する規則（第21号）

1 改正内容

名古屋市民会館の附属設備の映写機を廃止することに伴い、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市青少年文化センター条例施行細則の一部を改正する規則（第22号）

1 改正内容

名古屋市青少年文化センターの附属設備のデジタルオーディオテープレコーダーを廃止すること等に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市芸術創造センター条例施行細則の一部を改正する規則（第23号）

1 改正内容

名古屋市芸術創造センターに新たな附属設備を設置すること等に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市演劇練習館条例施行細則の一部を改正する規則（第24号）

1 改正内容

名古屋市演劇練習館に新たな附属設備を設置すること等に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則の一部を改正する規則（第25号）

1 改正内容

(1) 分館の日帰り利用でも青少年団体の優先をできるようにするため、規

定の整備等を行います。（第 3条関係）

(2) 成人年齢に引下げに伴い、規定の整備を行います。（第 8条関係）

2 施行期日等

(1) この規則は、令和 4年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から施行します。

(2) この規則による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則第 8条第 1項第 3号の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例によります。

○ 名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則（第26号）

1 改正内容

看護第一学科及び看護第二学科において、令和 4年度以降に入学する学生の募集を停止したことに伴い、規定の整備を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則（第27号）

1 改正内容

令和 4年度の組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 9条の 2、第13条の 2の 2及び第13条の 2の 3関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則（第28号）

1 改正内容

支給要件の障害の状態について、児童扶養手当法施行令の基準の準用を可能とするため、規定の整備等を行います。（第 2条、第 4条、第15条及び別表関係）

2 施行期日

(1) この規則は、令和 4年 4月 1日（以下「施行日」といいます。）から

施行します。

- (2) この規則による改正後の名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則第 2 条及び第 4 条第 2 項第 4 号の規定は、施行日以後の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例によります。

○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第29号）

1 改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）中別表を改正するものです。

2 施行期日

令和 4 年 6 月 1 日から施行します。ただし、別表第 1 1 公営住宅の表の改正規定中山田東荘の項を改める部分並びに市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から、別表第 3 4 更新住宅に付随する駐車場の表の改正規定は同年 7 月 1 日から施行します。

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 2 号

名古屋市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第17条第41号中「、第63条第 3 項第 6 号若しくは第68条の69第 3 項第 6 号」を「若しくは第63条第 3 項第 6 号」に、「、第63条第 3 項第 7 号ロ若しくは第68条の69第 3 項第 7 号ロ」を「若しくは第63条第 3 項第 7 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 3 号

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非
営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例（平成28年名古屋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。
本則の表中

「

特定非営利活動法人権利擁護支援・ぷらっとほ一む	名古屋市緑区鳴子町 4 丁目 2 番地
-------------------------	---------------------

を
」

「

特定非営利活動法人権利擁護支援・ぷらっとほ一む	名古屋市緑区鳴子町 2 丁目 170 番地
-------------------------	-----------------------

に
」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 4 号

名古屋市財産条例の一部を改正する条例

名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第10条第 1 項中「第11条の 2 第 8 項」を「第69条第 8 項」に、「第11条の 3 第 6 項」を「第70条第 6 項」に改め、同条第 2 項中「第11条の 2 第 6 項」を「第69条第 6 項」に、「第11条の 3 第 5 項」を「第70条第 5 項」に改める。

第12条第 1 項第 1 号中「第22条」を「第22条第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第37号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定（同法第35条の規定に限る。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 5 号

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 基本的施策（第 7 条・第 8 条）

第 3 章 大規模小売店舗を設置する者による手続等（第 9 条—第 16 条）

第 4 章 雑則（第 17 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、商業者等による地域貢献活動の推進に関し、基本理念を定め、市の責務並びに商業者等及び市民の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、併せて大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するための措置を講ずることにより、地域商業の活性化

を図り、及び安心、安全で快適なまちづくりを推進し、もって市民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者等 商業者（小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供する施設を設置する者をいう。以下同じ。）及び地域商業関係団体等（商店街振興組合、商工会、商工会議所その他商業者が組織する公共的な団体又はその連合体をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 公共的団体 学区連絡協議会その他地域の住民により組織された団体（小学校の通学区域以上を単位とするものに限る。）及び地域商業関係団体等をいう。
- (3) 大規模小売店舗 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (4) 地域貢献活動 まちづくりの推進その他良好な地域社会の維持及び形成に資する自主的な活動をいう。

(基本理念)

第3条 商業者等による地域貢献活動の推進は、市、商業者等及び地域の多様な主体の連携並びに商業者等の相互の連携を図りながら、これらの者が共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 商業者等による地域貢献活動の推進は、市民の理解と協力の下に、地域の特性に応じて継続的に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念にのっとり、商業者等による地域貢献活動の推進に関する施策を総合的に実施しなければならない。

- 2 市は、商業者等に対して地域貢献活動を推進するために必要な助言及び情報の提供を行うとともに、商業者等による地域貢献活動に関する市民の理解を深めるよう努めなければならない。

(商業者等の役割)

第5条 商業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、

その事業活動を通じて、活気と魅力のある商業地の形成に資するよう努めるとともに、創意工夫を生かして、地域貢献活動を行うよう努めなければならない。

- 2 商業者等のうち大規模小売店舗を設置する者は、大規模小売店舗がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の多様な主体と相互に連携し、積極的に地域貢献活動を行うよう努めなければならない。

（市民の役割）

第6条 市民は、商業者等による地域貢献活動について理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

（情報の収集及び提供）

第7条 市は、商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組に資するよう、当該取組に関する情報の収集及び提供を行うものとする。

（広報及び啓発）

第8条 市は、商業者等及び市民が商業者等による地域貢献活動の重要性について理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動の推進に資するよう、広報及び啓発を行うものとする。

第3章 大規模小売店舗を設置する者による手続等

（新設等の届出等）

第9条 大規模小売店舗の新設（法第5条第1項に規定する大規模小売店舗の新設をいう。）又は大規模小売店舗内の店舗面積（法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。以下同じ。）の増加（増加する店舗面積の合計が規則で定める面積を超えるものに限る。）（以下「大規模小売店舗の新設等」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (3) 大規模小売店舗の新設等をしようとする日
 - (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計（大規模小売店舗内の店舗面積の増加をしようとする場合にあっては、増加後の店舗面積の合計）
 - (5) 地域貢献活動の実施に関する基本的な方針
 - (6) その他規則で定める事項
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表するものとする。
- 3 第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る大規模小売店舗の新設等を取り止めたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（説明会の開催）

第10条 前条第1項の規定による届出をした者は、当該届出をした日の翌日から起算して1月以内に、大規模小売店舗の新設等の予定地又はその周辺の地域内において、規則で定めるところにより、当該届出の内容を周知させるための説明会を開催しなければならない。

- 2 前項の規定により説明会を開催した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

（地域貢献計画の作成等）

第11条 第9条第1項の規定による届出をした者は、大規模小売店舗の新設等をしようとする日の6月前までに、規則で定めるところにより、地域貢献活動の実施に関する計画（以下「地域貢献計画」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の地域貢献計画の作成に当たっては、公共的団体と協議するとともに、規則で定めるところにより、その協議の状況を市長に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画の内容を変更したときは、遅滞なく、変更後の地域貢献計画を市長に提出しなければならない。
- 4 第9条第2項の規定は、第1項及び前項の規定による提出について準用する。

(懇談会の開催)

第12条 前条第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画を提出した日の翌日から起算して2月以内に、大規模小売店舗の新設等の予定地又はその周辺の地域内において、規則で定めるところにより、当該地域貢献計画の内容を周知させ、及びこれについて意見の交換をするための懇談会を開催しなければならない。

2 前項の規定により懇談会を開催した者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(地域貢献活動の実施状況の報告)

第13条 第11条第1項若しくは第3項（第15条第3項において準用する場合を含む。）又は第15条第1項の規定により地域貢献計画を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、当該地域貢献計画に基づいて行った地域貢献活動の実施の状況を市長に報告しなければならない。ただし、第16条第1項の規定による届出をした者については、この限りでない。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による報告について準用する。

(地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等)

第14条 市長は、規則で定めるところにより、前条第1項の規定による報告の内容について公共的団体の意見を聴くとともに、これを当該報告をした者に通知するものとする。

(地域貢献計画の見直し)

第15条 第11条第1項又は第3項の規定により地域貢献計画を提出した者は、原則として5年ごとに地域貢献計画の見直しを行うとともに、規則で定めるところにより、新たな地域貢献計画を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、次条第1項の規定による届出をした者については、この限りでない。

2 前項の見直しを行うに当たっては、前条の意見を踏まえて公共的団体と協議を行うよう努めなければならない。

3 第9条第2項及び第11条第3項の規定は、第1項の規定による提出について準用する。

(撤退等の届出等)

第16条 大規模小売店舗を設置している者は、撤退等（当該大規模小売店舗に係る事業を廃止し、若しくは相当の期間休止すること又は法第6条第5項の規定による届出をすることをいう。以下同じ。）を決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第9条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第1項の規定による届出をした者は、大規模小売店舗の撤退等がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の住民に対して早期に必要な情報の提供を行うとともに、当該地域の生活環境の悪化の防止等に十分に配慮するよう努めなければならない。

第4章 雑則

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3章及び次項の規定は、同年7月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 一部施行日前に従前の手続に関する定めによりされた手続その他の行為は、この条例の相当の規定によりされたものとみなす。

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第18号

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年名古屋市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式（表）中

「

フリガナ		性 別
氏 名		男 ・ 女

を

」

「

フリガナ	
氏 名	

に改める。

」

第 2号様式（裏）中「・性別」を削る。

第 3号様式中

「

フリガナ		性 別
氏 名		男 ・ 女

を

」

「

フリガナ	
氏 名	

に

」

改める。

第 4号様式中

「

性 別		生 年 月 日	
-----	--	---------	--

を

」

「

生 年 月 日	
---------	--

に改める。

」

附 則

- 1 この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている特定医療費受給者証であって、現に効力を有するものは、この規則による改正後の名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書及び届出書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第19号

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則等の一部を改正する規則

(名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（昭和47年名古屋市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第17号様式」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年環境省令第 2 号）別記様式」に改める。

第16号様式及び第17号様式を削る。

(名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則の一部改正)

第 2 条 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する規則（平成16年名古屋市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

第56条中「第28号様式」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式」に改める。

第15号様式を次のように改める。

第15号様式 削除

第28号様式を削る。

（名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例施行細則の一部改正）

第3条 名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例施行細則（平成30年名古屋市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第2条中「身分証明書（第1号様式）」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式 削除

（名古屋市環境影響評価条例施行細則の一部改正）

第4条 名古屋市環境影響評価条例施行細則（平成11年名古屋市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第45条中「様式は、」の次に「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）」を加える。

別記様式を削る。

（市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則の一部改正）

第5条 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成15年名古屋市規則第117号）の一部を次のように改正する。

第103条中「第38号様式」を「環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）別記様式」に改める。

第38号様式を削る。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第20号

名古屋市建築基準法等施行細則の一部を改正する規則

名古屋市建築基準法等施行細則（平成12年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第34条第1項中「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」を「若しくは第63条第3項第6号」に、「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」を「若しくは第63条第3項第7号ロ」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第9号中「建築士法」の次に「（昭和25年法律第202号）」を加える。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第34条第1項の改正規定（「次の各号」を「次」に改める部分及び同項第9号に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

名古屋市民会館条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第21号

名古屋市民会館条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市民会館条例施行細則（昭和47年名古屋市規則第65号）の一部を次のように改正する。

別表映写設備の項中

「

モニターテレビ	1 台			2, 000		
映写機	1 式	7, 800	7, 800			スクリーン付 映写技術者は、 使用者の負担 とする。

を

」

「

モニターテレビ	1 台			2, 000		
---------	-----	--	--	--------	--	--

に改

」

める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市青少年文化センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第22号

名古屋市青少年文化センター条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市青少年文化センター条例施行細則（平成 8 年名古屋市規則第82号）の一部を次のように改正する。

別表音響設備の項中

「

Aセット	1 式	2,000円	ミキサー	1 台
			カセットデッキ	1 台
			コンパクトディスクプレーヤー	1 台
			デジタルオーディオテープレコーダー	1 台
			デジタルコンパクトカセットデッキ	1 台
			ミニディスクレコーダー	

			1 台 スピーカー 4 台 マイクロホン 10本 ワイヤレスマイクロホン 2 本	を
Bセット	1 式	1,500円	ミキサー 1 台 カセットデッキ 1 台 コンパクトディスクプレーヤー 1 台 デジタルオーディオテープレコーダー 1 台 スピーカー 2 台 マイクロホン 5 本 ワイヤレスマイクロホン 2 本	
Cセット	1 式	1,000円	ミキサー 1 台 デジタルマルチトラックレコーダー 1 台 デジタルオーディオテープレコーダー 1 台 デジタルコンパクトカセットデッキ 1 台 ミニディスクレコーダー 1 台 ヘッドホン 1 個	

			ミキサー 1 台 カセットデッキ 1 台 コンパクトディスクプレーヤー
--	--	--	---

Aセット	1 式	2,000円	一 ミニディスクレコーダー 1 台 1 台 スピーカー 4 台 マイクロホン 2 本 ワイヤレスマイクロホン 4 本	に
Bセット	1 式	1,500円	ミキサー 1 台 カセットデッキ 1 台 コンパクトディスクプレーヤー 1 台 1 台 スピーカー 2 台 マイクロホン 2 本 ワイヤレスマイクロホン 2 本	

改め、同表映像設備の項中

「

映像装置（C）	1 式	1,000円	使用は、練習室に限る。	を
映像装置（D）	1 式	1,000円	使用は、研修室に限る。	

」

「

映像装置（C）	1 式	1,000円	使用は、研修室に限る。	に
---------	-----	--------	-------------	---

」

改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市芸術創造センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第23号

名古屋市芸術創造センター条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市芸術創造センター条例施行細則（平成6年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表映写設備の項中

「

スクリーン	1 式	2,000				
35ミリ映写機	1 式	7,800				スクリーン付 映写技術者は、使用者 の負担とする。

を

」

「

スクリー ン	1 式	2,000				
-----------	-----	-------	--	--	--	--

に
」

改め、同表備考第 1 号中「ビデオテープレコーダー」を「録音録画再生装置」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市演劇練習館条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第24号

名古屋市演劇練習館条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市演劇練習館条例施行細則（平成 7 年名古屋市規則第79号）の一部を次のように改正する。

別表映写設備の項中

「

ビデオテープレコーダー（モニターテレビ及びビデオカメラ付）	1 台
幻灯機（スクリーン付）	1 台
オーバーヘッドプロジェクター（スクリーン付）	1 台

」

を

「

録音録画再生装置（モニターテレビ及びビデオカメラ付）	1 台
デジタルプロジェクター（スタンド式スクリーン付）	1 台

に改

」

める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第25号

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則（平成19年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 3条第 1項中「使用申込書」を「使用申請書」に改め、同条第 2項の表中「（以下「学校」という。）」及び「（分館の施設を使用する場合を除く。）」を削る。

第 8条第 1項第 3号中「に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある」を「未満の」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 4年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市青少年交流プラザ条例施行細則第 8条第 1項第 3号の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、施行日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第26号

名古屋市立中央看護専門学校規則の一部を改正する規則

名古屋市立中央看護専門学校規則（昭和50年名古屋市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第 3条の表看護第一学科の項中「 120人」を「80人」に改め、同表看護第二学科の項中「 160人」を「 120人」に改める。

附 則

この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第27号

名古屋市屋外広告物条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市屋外広告物条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 2 号中「第48条の46第 1 項」を「第48条の60第 1 項」に改める。

第13条の 2 の 2 中「住宅都市局都市計画部都市景観室」を「住宅都市局都市計画部ウォーカブル・景観推進室」に、「「都市景観室」」を「「ウォーカブル・景観推進室」」に改める。

第13条の 2 の 3 中「都市景観室」を「ウォーカブル・景観推進室」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第28号

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則（平成18年名古屋市規則第 134号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「別表」を「児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第 405号。以下「政令」という。）別表第 2」に改める。

第 4条第 2項第 4号中「別表」を「政令別表第 2」に改める。

第15条ただし書中「児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第 405号）」及び「同令」を「政令」に改める。

別表を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 4年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市ひとり親家庭手当条例施行細則第 2条及び第 4条第 2項第 4号の規定は、施行日以後の申請について適用し、施行日

前の申請については、なお従前の例による。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第 29 号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9 年名古屋市規則第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 1 公営住宅の表山田東荘の項中

「

中層 耐火	5 階建	昭和44年度	25
	5 階建 (併存)	昭和44年度	20
高層 耐火	6 階建	平成25年度	74
		令和元年度	54
	7 階建	昭和48年度	77
		平成28年度	56
	10階建	平成28年度	80
		令和元年度	40

を

」

「

高層 耐火	6 階建	平成25年度	74
		令和元年度	54
	7 階建	平成28年度	56
		平成28年度	80
	10階建	令和元年度	40

に改め、同表柳原荘の項中

」

「

10階建	平成26年度	152
------	--------	-----

を

「

9 階建	令和 2 年度	36
10階建	平成26年度	152

に改

」

める。

別表第3 1 公営住宅に付随する駐車場の表柳原荘の項中

「

1 号から62号まで

を

「

1 号から73号まで

に改める。

」

」

別表第3 4 更新住宅に付随する駐車場の表中

高蔵荘	11号及び12号	10,100 円	を
-----	----------	----------	---

新尾頭荘	1 号及び 2 号	9,000 円	に
高蔵荘	11号及び12号	10,100 円	

改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 1 公営住宅の表の改正規定中山田東荘の項を改める部分及び次項の規定は公布の日から、別表第 3 4 更新住宅に付随する駐車場の表の改正規定は同年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 123号

名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 4年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局 道路建設部道路建設 課 (名古屋市役所西庁 舎 7階)	名古屋都市計画道路事業 3・4・5号戸田荒子線 に係る図書	平成27年10月16日から 令和 8年 3月31日まで

2 縦覧期間

令和 4年 3月22日から令和 8年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 124号

名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 4年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区金山二丁目15番16号 名古屋市住宅都市局 都市整備部緑都市整備事務所	名古屋都市計画道路事業 3・5・38号名古屋港線 に係る図書	平成11年 6月15日から 令和 8年 3月31日まで

2 縦覧期間

令和 4年 3月22日から令和 8年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 125 号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のように指定し、併せて同令第10条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のように定めます。

令和 4 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する道路の路線名及び区間

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘要
市道	1	大江西線	名古屋市港区大江町 3 番 3 地先 から 名古屋市港区大江町 5 番 2 地先 まで	附図
市道	2	船見町第 1 号線	名古屋市港区船見町 1 番 82 地先 から 名古屋市港区船見町 1 番 29 地先 まで	
県道	3	松本名古屋線	名古屋市守山区大字中志段味字 舟場 1637 番 1 地先から 名古屋市守山区大字中志段味字 舟場 1637 番 1 地先まで	
市道	4	守山パーキング エリア線	名古屋市守山区大字下志段味字 西ノ原 838 番地先から 名古屋市守山区大字下志段味字 西島 2365 番地先まで	

2 指定する期日

令和4年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

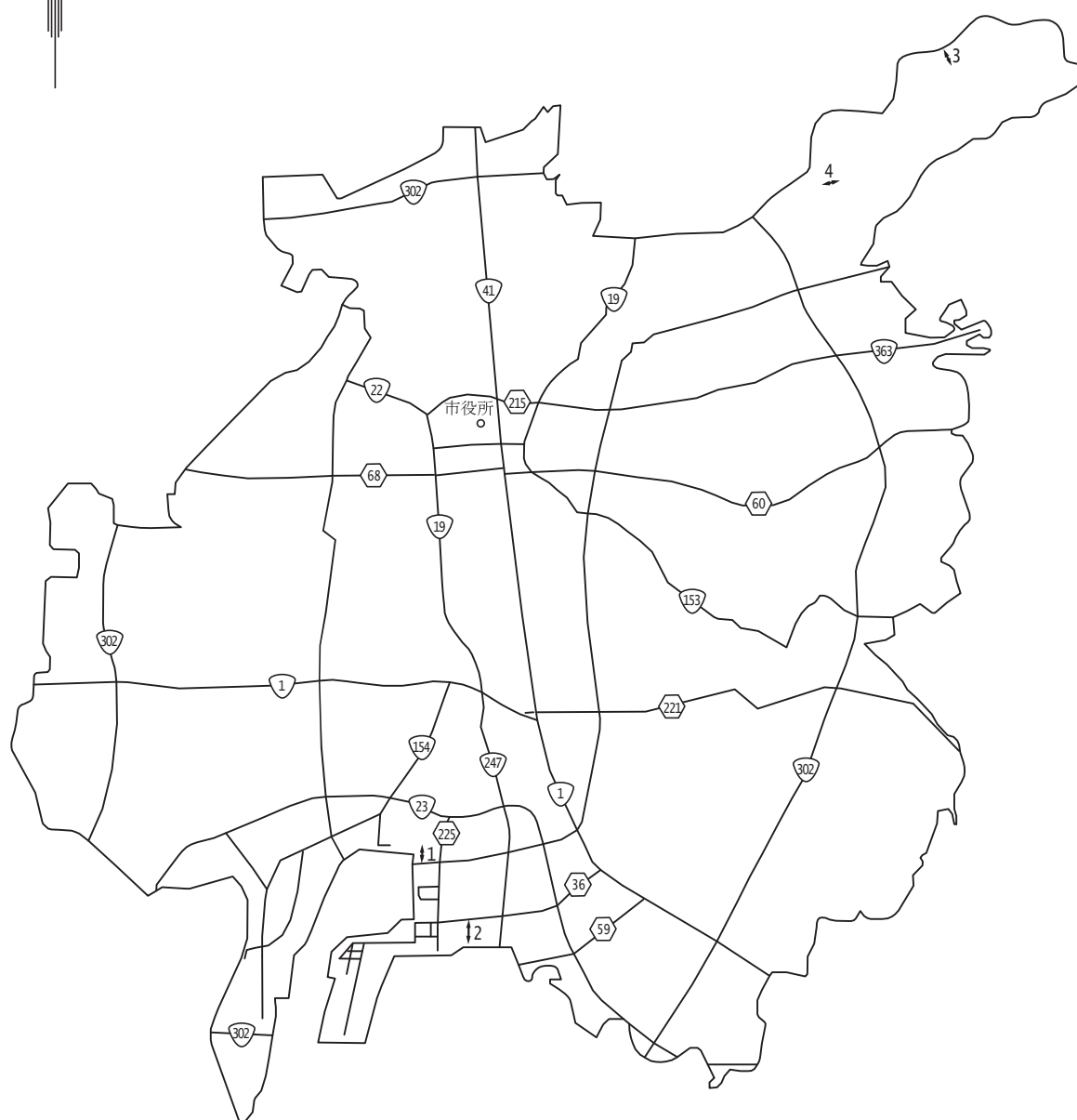
後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



凡 例


 今回指定する部分

名古屋市告示第 126 号

車両制限令による道路の指定に関する告示

車両制限令（昭和36年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 2 号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のように定めます。

令和 4 年 3 月 23 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する道路の路線名及び区間

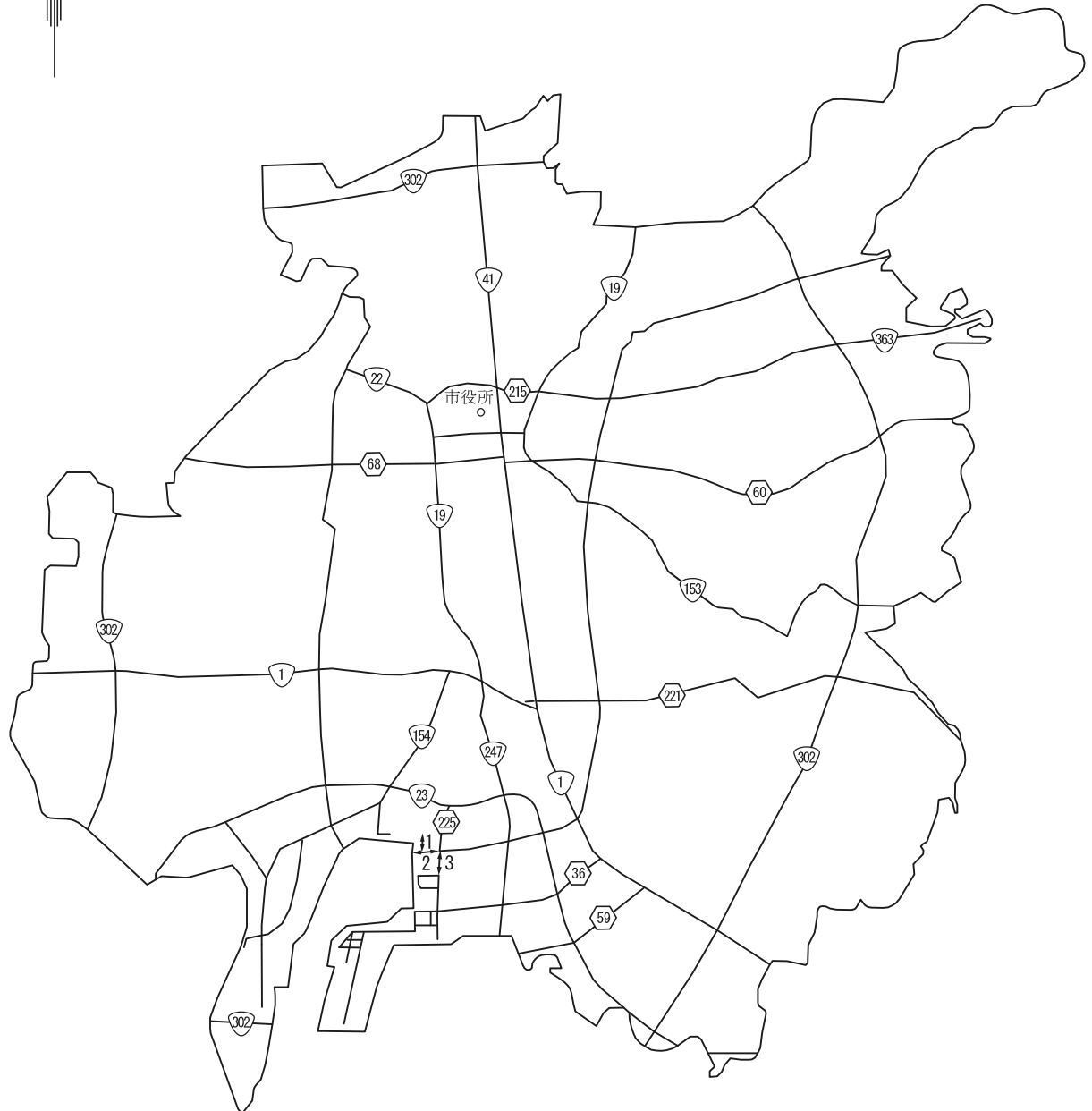
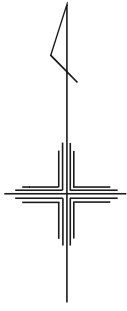
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘要
市道	1	大江西線	名古屋市港区大江町 3 番 3 地先 から 名古屋市港区大江町 5 番 2 地先 まで	附図
市道	2	大江中線	名古屋市港区大江町 1 番 6 地先 から 名古屋市港区大江町 6 番 2 地先 まで	
県道	3	名古屋半田線	名古屋市港区大江町 9 番 5 地先 から 名古屋市港区昭和町18番15地先 まで	

2 指定する期日

令和 4 年 4 月 1 日

名古屋市緑政土木局路政部道路管理課

附 図



凡 例

←→ 今回指定する部分

名古屋市告示第 127号

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 4第 1項に規定する指定緊急避難場所として、次のとおり指定しました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定年月 日	対象とする異常な 現象の種類
名古屋市立上志段 味小学校	名古屋市守山区大字上 志段味字大塚1220番地 の 2	令和 3年 4月 1日	地震の揺れ 洪水・内水氾濫 土砂災害
名城大学 ナゴヤ ドーム前キャンパ ス	名古屋市東区矢田南 4 － 102－ 9	令和 3年 4月 1日	洪水・内水氾濫
名古屋市天白生涯 学習センター	名古屋市天白区天白町 大字島田字黒石4050番 地	令和 3年 4月 1日	洪水・内水氾濫 土砂災害
ヒュッゲおがわの もり	名古屋市港区新茶屋三 丁目 501番地の 1	令和 3年 4月14日	津波
神崎産業株式会社 港区築三町工場	名古屋市港区築三町 1 丁目 1番地の25	令和 3年 6月17日	津波
パロマ瑞穂アリー ナ	名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目 4番地	令和 3年 6月26日	洪水・内水氾濫 土砂災害

岡本医院分院	名古屋市中川区下之一色町字中切56番	令和 3年 6月30日	津波
アベニュー正徳	名古屋市港区正徳町三丁目 9番地	令和 3年 7月15日	津波
株式会社マルハニチロ物流 名古屋物流センター	名古屋市港区空見町 1番42	令和 3年 7月29日	津波
コノミヤ滝ノ水店	名古屋市緑区滝ノ水三丁目 301番地	令和 3年 9月21日	洪水・内水氾濫 土砂災害
茶屋後土地改良区事務所	名古屋市港区新茶屋五丁目2602番地	令和 3年 12月 7日	津波
戸田荘西 8棟	名古屋市中川区戸田明正三丁目 801	令和 4年 1月 4日	津波
旭丘コミュニティセンター	名古屋市東区徳川町1303－ 2	令和 4年 1月 4日	洪水・内水氾濫

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 128号

災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 6第 1項の規定により、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消しました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定を取り消した年月日	対象とする異常な現象の種類
多加良浦公園	名古屋市港区多加良浦町 4丁目	令和 2年 2月20日	地震の揺れ
イオンモール名古屋みなと	名古屋市港区品川町 2丁目 1番地の 6	令和 3年 2月28日	津波
名古屋市北スポーツセンター	名古屋市北区成願寺 1丁目 6－12	令和 3年 4月 1日	洪水・内水氾濫
名古屋港湾合同庁舎別館	名古屋市港区入船二丁目 3－12	令和 3年 4月27日	津波
星崎コミュニティセンター	名古屋市南区元鳴尾町 1番地	令和 3年 7月 2日	土砂災害
西城会館	名古屋市守山区大牧町 12－10	令和 3年 7月 2日	土砂災害
二城会館	名古屋市守山区新守町 127	令和 3年 7月 2日	土砂災害
大同大学白水校舎 4号館	名古屋市南区白水町40	令和 3年 8月20日	津波

大同大学白水校舎 8 号館	名古屋市南区白水町40	令和 3年 8月20日	津波
名港ビル	名古屋市港区入船二丁 目 4番地の 6	令和 3年 9月30日	津波
稲葉山公園	名古屋市天白区植田一 丁目	令和 3年 12月 9日	地震の揺れ

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 129号

災害対策基本法に基づく指定避難所の指定

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 1項に規定する指定避難所として、次のとおり指定しました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定年月 日
名古屋市立上志段 味小学校	名古屋市守山区大字上志段味字大塚1220番地 の 2	令和 3年 4月 1日
名城大学 ナゴヤ ドーム前キャンパ ス	名古屋市東区矢田南 4－ 102－ 9	令和 3年 4月 1日
パロマ瑞穂アリー ナ	名古屋市瑞穂区田辺通 3丁目 4番地	令和 3年 6月26日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋告示第 130号

災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消し

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第49条の 7第 2項において準用する同法第49条の 6第 1項の規定により、指定避難所の指定を次のとおり取り消しました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定を取り消した 年月日
みなと花の湯	名古屋市港区品川町 1丁目 1番地の 4	令和 3年 3月31日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 131号

津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指定

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第 123号）第56条第 1項に規定する指定避難施設として、次のとおり指定しました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
サンマンション高畑	名古屋市中川区高畑 五丁目34番地の 5	令和 3年 2月 8日
株式会社シーテック遠若分室	名古屋市港区遠若町 3 - 7 - 1	令和 3年 2月 8日
MEGA ドン・キホーテUN Y 東海通店	名古屋市港区港明一 丁目10 - 28	令和 3年 2月 8日
宝マンション善南公園	名古屋市港区善南町 33 - 1	令和 3年 2月 8日
作業所 えがお	名古屋市港区西福田 二丁目 504	令和 3年 2月 8日
シティライフ荒江	名古屋市中川区荒江 町16 - 4	令和 3年 2月26日
油屋ハイツ中野Ⅱ	名古屋市港区善進本 町 221 - 1	令和 3年 2月26日
第一千寿ビル	名古屋市港区甚兵衛 通 1 - 16 - 1	令和 3年 2月26日

Kスクエアサウス	名古屋市南区柴田本 通 2 - 1 - 2	令和 3年 2月26日
名古屋港福利厚生会館	名古屋市港区名港二 丁目 3 - 22	令和 3年 3月26日
ナビシティ道德	名古屋市南区氷室町 208番地	令和 3年 3月26日
名古屋キリスト教社会館	名古屋市南区三吉町 6 - 17	令和 3年 3月26日
ライフ&シニアハウス神宮南 井田	名古屋市南区明治一 丁目1432番地他 7筆	令和 3年 4月14日
医療法人 杏園会 介護老人 保健施設 あんず	名古屋市港区西福田 一丁目 636	令和 3年 4月14日
ラ・ナシカあらこがわ	名古屋市港区高木町 4 - 34 - 1	令和 3年 5月12日
ホワイトハイツ明和	名古屋市港区土古町 4 - 20	令和 3年 5月12日
神崎産業株式会社 港区築三 町工場	名古屋市港区築三町 1丁目 1番地の25	令和 3年 6月17日
サンハウス大高駅Ⅱ	名古屋市緑区鳴海町 字下汐田31 - 1	令和 3年 6月29日
岡本医院分院	名古屋市中川区下之 一色町字中切56番	令和 3年 6月30日
アベニュー正徳	港区正徳町三丁目 9 番地	令和 3年 7月15日
カーサ ジ マーレ	港区名港二丁目 8 - 1	令和 3年 7月15日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 132号

津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定避難施設の指定の
取消し

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第 123号）第59条第 1項の
規定により、指定避難施設の指定を次のとおり取り消しました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	所 在 地	指定を取り消した 年月日
イオンモール名古屋みなの	名古屋市港区品川町 2 丁目 1番地の 6	令和 3年 2月28日
名港ビル	入船二丁目 4番地の 6	令和 3年 9月30日

名古屋市防災危機管理局地域防災室

名古屋市告示第 133号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
つつじが丘クリニ ック	名古屋市名東区つつじが丘 621番地	令和 3年12月 2日
引山クリニック	名古屋市名東区引山四丁目 501番地	令和 4年 1月 4日
あおいろ耳鼻咽喉 科	名古屋市天白区島田三丁目 405番地	令和 3年11月 1日
ゆうファミリアク リニック	名古屋市天白区植田一丁目2116番地	令和 3年11月12日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
北岡歯科医院	名古屋市中区丸の内三丁目22番21号	令和 3年12月 2日
ブランカデンタル クリニック	名古屋市昭和区曙町 3丁目 7番地	令和 3年11月 1日
成田歯科	名古屋市中川区かの里一丁目 603番 地	令和 3年11月 1日
医療法人百花繚乱 ほほえみ歯科名古屋 屋院	名古屋市港区当知二丁目1501番地	令和 3年12月 1日
名古屋みなと歯科 ・矯正歯科	名古屋市港区正徳町 2丁目 3番地の 3	令和 3年 9月 1日
社本歯科医院	名古屋市守山区大永寺 283番地の 2	令和 3年10月 1日
長谷川歯科医院	名古屋市守山区新城10番 7号	令和 3年12月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
パーク薬局	名古屋市守山区大森北二丁目1909番 地、1911番地	令和 3年12月 1日
有限会社ミドリ薬 局小幡店	名古屋市守山区小幡南三丁目 4番19 号	令和 3年12月 6日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日

訪問看護オフィス あいり	名古屋市中村区本陣通 5丁目 7番地	令和 4年 1月 1日
リハプロ訪問看護 ステーション・本 陣	名古屋市中村区十王町 7番17号	令和 4年 1月 1日
ひより会訪問看護 ステーション祥裕	名古屋市昭和区緑町 2丁目25番地	令和 4年 1月 1日
訪問看護ステーシ ョン恵	名古屋市守山区小幡太田16番22号	令和 3年10月 1日
P A C I F I C 訪 問看護ステーショ ン	名古屋市天白区平針二丁目1812番地	令和 3年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 134号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 薬局

医 療 機 関 名	グロウス調剤薬局	
所 在 地	旧	名古屋市北区大我麻町 161番地
	新	名古屋市北区如来町56番地
変 更 年 月 日	令和 3年12月12日	

2 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	訪問看護ステーションぽぽ	
所 在 地	旧	名古屋市緑区六田一丁目 192番地
	新	名古屋市緑区六田二丁目 142番地
変 更 年 月 日	令和 3年12月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 135号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
ヒルトップ医療ク リニック	名古屋市緑区鳴海町字三高根55番地 の 1	令和 4年 1月 1日
えさき皮フ科医院	名古屋市名東区大針一丁目23番地	令和 3年12月29日
医療法人健育会久 徳クリニック	名古屋市名東区上社五丁目 201番地	令和 2年 4月21日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日

成田歯科	名古屋市中川区かの里一丁目 603番地	令和 3年11月 1日
名古屋みなと歯科 ・矯正歯科	名古屋市港区正徳町 2丁目 3番地の 3	令和 3年 9月 1日
社本歯科医院	名古屋市守山区大永寺町 283番地の 2	令和 3年10月 1日
遠藤歯科医院	名古屋市天白区平針三丁目1501番地	令和 3年10月31日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
はちみつ薬局	名古屋市北区辻町 3丁目60番地の 1	令和 4年 1月 1日
オレンジ薬局	名古屋市北区清水三丁目13番 4号	令和 4年 1月 1日
こぐま調剤薬局	名古屋市北区柳原四丁目 7番 7号	令和 4年 1月 1日
みどり調剤薬局福 田店	名古屋市港区福田二丁目1013番地	令和 3年11月30日
植田八幡薬局	名古屋市天白区塩釜口二丁目1403番 地	令和 4年 1月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
訪問看護ステー ション祥裕	名古屋市昭和区緑町 2丁目25番地	令和 4年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 136号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の辞退

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第51条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第51条第 1項の規定により、各法による指定医
療機関から、次のとおり辞退の届出がありました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	辞 退 年 月 日
たけうち歯科クリ ニック	名古屋市東区徳川町2214番地	令和 4年 1月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 137号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
みこしば眼科クリニック	名古屋市中川区下之一色町字宮分 149番地の 1	令和 3年12月 1日
滝ノ水皮膚科クリニック	名古屋市緑区滝ノ水五丁目1009番地 の 2	令和 3年11月 1日

2 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ちくさ病院訪問看護ステーション	名古屋市千種区今池五丁目37番15号	令和 3年12月 1日
訪問看護スマイルナーシング名城	名古屋市北区柳原一丁目14番18号	令和 3年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 138号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
吉岡耳鼻咽喉科	名古屋市中区錦三丁目 7番19号	令和 3年12月15日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
丹羽歯科医院	名古屋市東区葵一丁目25番 6号	令和 3年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 139号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
フレアス在宅マッ サージ名古屋西区 施術所	名古屋市西区新道一丁目19番32号	令和 3年12月 1日
中川 涼太		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
-----------	-------	-----------

施 術 者 名		
フレアス在宅マッ サージ名古屋西区 施術所	名古屋市西区新道一丁目19番32号	令和 3年12月 1日
中川 涼太		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 140号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	水野 国裕
施 術 所 名	旧 KE i ROW瀬戸中央ステーション
	新 フレアス在宅マッサージ名古屋南区施術所
所 在 地	旧 愛知県瀬戸市田中町40ー 1
	新 名古屋市南区外山二丁目15番 9号
変 更 年 月 日	令和 3年11月30日

2 はり・きゅう

施 術 者 名	水野 国裕
施 術 所 名	旧 KE i ROW瀬戸中央ステーション
	新 フレアス在宅マッサージ名古屋南区施術所

所在地	旧	愛知県瀬戸市田中町40－ 1
	新	名古屋市南区外山二丁目15番 9号
変更年月日		令和 3年11月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 141号

名古屋市児童館の臨時開館について

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）第 6条第 3項の規定により、次のとおり臨時に開館します。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 臨時に開館する施設

名古屋市千種児童館

名古屋市高岳児童館

名古屋市上飯田児童館

名古屋市西児童館

名古屋市中村児童館

名古屋市前津児童館

名古屋市白金児童館

名古屋市瑞穂児童館

名古屋市熱田児童館

名古屋市中川児童館

名古屋市港児童館

名古屋市南児童館

名古屋市守山児童館

名古屋市緑児童館

名古屋市名東児童館

名古屋市天白児童館

2 臨時に開館する日

令和 4年 5月 5日（木）

名古屋市子ども青少年局子ども未来企画部青少年家庭課

名古屋市告示第 142号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 4年 3月23日

名古屋市長 河 村 た か し

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	開発区域又は工区に 含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の 住 所 及 び 氏 名
令和 3年 8月26日 3指令住開指第44号	名古屋市北区田幡一丁目 102番 2外 2筆	名古屋市北区山田西町三丁目 115番地 2 株式会社スマートコーポレーション 代表取締役 笹井賢一郎
令和 3年 4月14日 3指令住開指第 6号	名古屋市中川区富田町大字千音寺字諸桑3198 番外14筆	愛知県あま市新居屋辻畑22番地 社会福祉法人福寿会 理事長 竹腰公見
令和 3年 4月26日 3指令住開指第12号	名古屋市緑区大高町字己新田 171番	名古屋市緑区大高町字川添28番地 山盛豊作

令和 3年 7月29日 3指令住開指第41号	名古屋市守山区幸心三丁目 503番 1外 2筆	名古屋市中区丸の内二丁目12番 8号 株式会社菊和 代表取締役 菊池 大
令和 3年12月 3日 3指令住開指第93号	名古屋市守山区太田井520番	名古屋市東区東桜一丁目13番 3号 株式会社アールプランナー 代表取締役 梢 政樹
令和 3年11月 4日 3指令住開指第70号	名古屋市中村区城屋敷町 2丁目21番	名古屋市中区栄四丁目 5番 3号 株式会社ウッドフレンズ 代表取締役 林 知秀
令和 3年11月24日 3指令住開指第76号	名古屋市天白区土原二丁目 414番外 2筆	愛知県豊川市白鳥町京次52番地の 1 岡田建設株式会社 代表取締役 岡田 司
令和 3年 8月30日 3指令住開指第45号	名古屋市千種区東山元町四丁目69番外 1筆	名古屋市中川区八神町 3丁目 8番地 株式会社グロリアスライフ 代表取締役 浅野成利
令和 3年 8月13日 3指令住開指第42号	名古屋市港区福前一丁目 205番	大阪府守口市京阪本通 1丁目 1番 8ー 906号 山田 滋

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 143号

名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の解散認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第45条第 2項の規定により、次の組合の解散について認可しました。

令和 4年 3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合

2 解散の事由

事業の完成

3 解散認可の年月日

令和 4年 3月24日

4 清算人の氏名及び住所

氏 名	住 所
酒 井 賢 治	名古屋市緑区大高町字東千正坊36番地
久 野 正 巳	名古屋市緑区大高町字城山 9番地
近 藤 壽 夫	名古屋市緑区瀬木南 716番地
小 野 健 吾	名古屋市緑区瀬木南 606番地
小 島 浩 資	愛知県東海市名和町東垣内21番地
下 村 哲 也	名古屋市緑区瀬木南 501番地
永 井 庄 三	名古屋市緑区南大高三丁目 105番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 144号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 4年 3月24日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

天白公園	天白区天白町大字島田字黒石、 字山ノ杣、大字平針字黒石、土 原三丁目	図面天白 105 の 8の区域	平成 2年 4 月 1日
------	--	--------------------	-----------------

」

を

「

天白公園	天白区天白町大字島田字黒石、 字山ノ杣、大字平針字黒石、土 原三丁目	図面天白 105 の 9の区域	平成 2年 4 月 1日
------	--	--------------------	-----------------

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 145号

自転車等放置禁止区域の名称変更

名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和63年名古屋市条例第40号）第 9条第 3項の規定により告示した、自転車等放置禁止区域の名称を次のとおり変更します。

令和 4年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

自転車等放置禁止区域の名称変更

変更年月日	変更前名称	変更後名称	区域
令和 4年 4月 1日	名古屋競馬場前自転車等放置禁止区域	港北自転車等放置禁止区域	変更なし

名古屋市緑政土木局路政部自転車利用課

名古屋市告示第 146号

名古屋都市計画道路事業の変更認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 2項において準用する同法第 62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 4年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧場所、縦覧に供する図書の内容及び事業施行期間

縦 覧 場 所	縦覧に供する図書の内容	事業施行期間
名古屋市中区三の丸 三丁目 1番 1号 名古屋市緑政土木局 道路建設部道路建設 課 (名古屋市役所西庁 舎 7階)	名古屋都市計画道路事業 3・ 5・ 45号光音寺内田 橋線に係る図書	平成 8年 8月21日から 令和 8年 3月31日まで
	名古屋都市計画道路事業 3・ 4・ 93号水主ヶ池線 に係る図書	平成24年12月11日から 令和 7年 3月31日まで
	名古屋都市計画道路事業 3・ 4・ 87号古鳴海停車 場線に係る図書	平成15年 7月 8日から 令和 8年 3月31日まで
	名古屋都市計画道路事業 3・ 4・ 7号万場藤前線 及び 3・ 2・ 158号昭和 橋線に係る図書	平成12年 6月 9日から 令和 6年 3月31日まで

2 縦覧期間

告示の日から事業施行期間の終了の日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

3 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 147号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 4年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 許可年月日及び許可番号

令和 3年 4月20日 3指令住開指第10号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

名古屋市緑区諸の木二丁目2206番、2207番及び2208番 1

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

名古屋市緑区倉坂1515番地

株式会社協和設計

代表取締役 阪野末利子

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第148号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行い、令和4年3月25日から道路の供用を開始し、及び廃止します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和4年3月25日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定及び道路の区域決定及び供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	1	下志段味第211号線	名古屋市守山区大字中志段味字湿ケ1948番の2地先から 名古屋市守山区大字下志段味字石米1205番の1地先まで	0.039	4.50	第 1 図 附 図
	2	下志段味第212号線	名古屋市守山区大字中志段味字湿ケ1970番地先から 名古屋市守山区大字下志段味字石米1221番の2地先まで	0.102	4.50	
	3	下志段味第213号線	名古屋市守山区大字下志段味字石米1207番の2地先から 名古屋市守山区大字下志段味字石米1223番の3地先まで	0.071	6.00	

4	下志段味第214号線	名古屋市守山区大字下志段味字石米1206番地先から 名古屋市守山区大字下志段味字石米1223番の3地先まで	0.091	4.50	第 2 附 図
5	下志段味第215号線	名古屋市守山区大字中志段味字湿ヶ1970番地先から 名古屋市守山区大字下志段味字石米1205番の1地先まで	0.076	9.00	
6	下志段味第216号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の110地先から 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の340地先まで	0.033	6.00	
7	下志段味第217号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の18地先から 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の1地先まで	0.239	6.00	
8	下志段味第218号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の291地先から 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の170地先まで	0.395	9.00	
9	下志段味第219号線	名古屋市守山区大字下志段味字長根1524番の3地先から 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の11地先まで	0.227	9.00 ～ 11.17	
10	下志段味第220号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の54地先から 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の18地先まで	0.083	6.00	
1	上志段味第157号線	名古屋市守山区大字上志段味字安川原7番の19地先から 名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰366番の1地先まで	0.373	6.00	
2	上志段味第158号線	名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚242番の4地先から 名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚268番地先まで	0.144	6.00	

3	上志段味第159号線	名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚241番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰347番地先まで	0.127	6.00
4	上志段味第160号線	名古屋市守山区大字上志段味字蟻塚238番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰349番地先まで	0.110	6.00
5	上志段味第161号線	名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰348番の1の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字道光328番地先まで	0.126 0.046 0.037	6.00 9.00 12.00
6	上志段味第162号線	名古屋市守山区大字上志段味字竹ノ腰349番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字道光327番地先まで	0.124	6.00
7	上志段味第163号線	名古屋市守山区大字上志段味字海東413番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字上島672番の2地先まで	0.070	6.00
8	上志段味第164号線	名古屋市守山区大字上志段味字羽根前607番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字深田797番の1地先まで	0.212	9.00
9	上志段味第165号線	名古屋市守山区大字上志段味字中屋敷1456番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字前山1443番の8地先まで	0.114	6.00
10	上志段味第166号線	名古屋市守山区大字上志段味字茂中617番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字前山1414番の1地先まで	0.110	9.00
11	上志段味第167号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田1148番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字洞田1171番・1172番の1合併地先まで	0.101	6.00

12	上志段味第168号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田1154番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字洞田1167番地先まで	0.067	6.00
13	上志段味第169号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田1158番の1地先から 名古屋市守山区大字上志段味字洞田1161番地先まで	0.476	6.00
14	上志段味第170号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田1159番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字洞田1161番地先まで	0.044	8.00
15	上志段味第171号線	名古屋市守山区大字上志段味字洞田1150番地先から 名古屋市守山区大字上志段味字寺山1205番の3地先まで	0.322	6.00

2 路線の認定、道路の区域決定

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	11	志段味線自転車歩行者道第6号	名古屋市守山区大字下志段味字石米1235番の4地先から 名古屋市守山区大字下志段味字東新田1308番の2地先まで	0.092	12.00	第 1 図 第 附 図
	12	下志段味自転車歩行者道第21号線	名古屋市守山区大字下志段味字深沢2615番の1地先から 名古屋市守山区大字吉根字日ノ後9番地先まで	0.051	4.00	
	13	下志段味自転車歩行者道第22号線	名古屋市守山区大字下志段味字作り道1577番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字長根1524番の2地先まで	0.253	6.90 ～ 7.34	
	14	下志段味自転車歩行者道第23号線	名古屋市守山区大字下志段味字長戸1656番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の5地先まで	0.274	5.38 ～ 7.36	

15	下志段味自転車歩行者道第24号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の19地先から 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の79地先まで	0.260	4.00	
16	下志段味自転車歩行者道第25号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の85地先から 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の54地先まで	0.015	4.00	
17	下志段味自転車歩行者道第26号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の126地先から 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の40地先まで	0.019	4.00	
18	下志段味自転車歩行者道第27号線	名古屋市守山区大字下志段味字吉田2244番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字吉田2245番地先まで	0.022	4.00	
19	下志段味自転車歩行者道第28号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の78地先から 名古屋市守山区大字下志段味字吉田2254番地先まで	0.511	4.00 ～ 7.00	
1	笹島線第1号	名古屋市中村区名駅南四丁目1018番地先から 名古屋市中村区名駅南四丁目107番地先まで	0.196	30.00	第3 附 図
1	枇杷島野田町線	名古屋市中村区岩塚本通4丁目30番の1地先から 名古屋市中村区岩塚町字城前121番の2地先まで	0.445	15.00 ～ 15.13	第4 附 図

3 路線の一部廃止及び供用廃止

整理 符号	路 線 名	起 終 点	摘 要
ア	東名東西第1号線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字北畑86番の2地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字落合311番の1地先	第5 附 図
イ	浦道線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字東新外568番地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字落合246番地先	

ウ	下志段味瀬戸線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字石米1189番の2地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字石米1226番の9地先	
エ	東名南北第11号線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字西島2381番の3地先 終点 名古屋市守山区深沢二丁目81番地先	
オ	旭春日井線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字長根1522番地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字北畑103番の3地先	
カ	東禅寺線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字上東禅寺2533番の2地先 終点 名古屋市守山区深沢二丁目60番地先	
キ	穴ヶ洞吉田線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字吉田2221番の11地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字吉田2260番の7地先	
ク	旭下志段味線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字島ノ口1917番地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字真光寺3番地先	
ア	名西南北第2号線	起点 名古屋市中村区権現通3丁目42番地先 終点 名古屋市中村区権現通3丁目14番地先	第 6 図
イ	名西東西第8号線 支線第1号	起点 名古屋市中村区権現通3丁目41番地先 終点 名古屋市中村区大正町4丁目6番地先	
ア	下之一色町第10号線	起点 名古屋市中川区下之一色町字権野110番の1地先 終点 名古屋市中川区下之一色町字権野112番の4地先	第 7 図
イ	下之一色町第11号線	起点 名古屋市中川区下之一色町字権野108番の10地先 終点 名古屋市中川区下之一色町字権野108番の2地先	
ウ	権野第1号線	起点 名古屋市中川区下之一色町字権野167番の3地先 終点 名古屋市中川区下之一色町字権野160番地先	
エ	エ号線	起点 名古屋市中川区下之一色町字戌亥島1番の1地先 終点 名古屋市中川区下之一色町字戌亥島1番の3地先	
オ	下之一色町第13号線	起点 名古屋市中川区下之一色町字権野165番地先 終点 名古屋市中川区下之一色町字権野166番の3地先	
カ	下之一色町第14号線	起点 名古屋市中川区下之一色町字古川52番の2地先 終点 名古屋市中川区下之一色町字古川52番の2地先	
ア	城下鳥山線	起点 名古屋市南区鳥山町2丁目72番地先 終点 名古屋市南区鳥山町3丁目45番地先	第 8 図

ア	鳴海町第611号線	起点 名古屋市緑区鳴海町字米塚11番の169地先 終点 名古屋市緑区鳴海町字細根118番の267地先	第 9 附 図
ア	新家下並第1号線	起点 名古屋市中川区新家三丁目61番地先 終点 名古屋市中川区新家三丁目2213番地先	第 10 附 図
イ	新家下並第2号線	起点 名古屋市中川区新家三丁目2113番地先 終点 名古屋市中川区新家三丁目2113番地先	
ウ	新家下並第3号線	起点 名古屋市中川区新家三丁目1909番地先 終点 名古屋市中川区新家三丁目1909番地先	
エ	新家下並第4号線	起点 名古屋市中川区新家三丁目1813番地先 終点 名古屋市中川区新家三丁目1813番地先	
オ	新家下並第5号線	起点 名古屋市中川区新家三丁目1619番地先 終点 名古屋市中川区新家三丁目1619番地先	

4 路線の廃止

整理 番号	路 線 名	起 終 点	摘 要
1	東名東西第2号線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字真光寺85番の2地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字落合321番の2地先	第 5 附 図
2	池田北畑線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字廻間138番の1地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字池段寺926番の3地先	
3	真光寺線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字廻間160番地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字真光寺85番の1地先	
4	焼田東新外線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字東新外583番の1地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字前田522番地先	
5	東新外前田線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字東新外614番の4地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字東新外595番の2地先	
6	石米お宮線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字唐僧1131番の3地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字石米1247番地先	
7	落合線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字西新外672番の2地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字北荒田2352番の1地先	

8	東新外南北線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字東新外625番の2地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字東新外577番の1地先
9	唐曾東西線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1103番地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1138番地先
10	西新外石米線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1156番の8地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字東新外628番の7地先
11	上野山風越線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字上野山1079番の3地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字新林2124番地先
12	唐曾石米線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字石米1187番の1地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字石米1187番の1地先
13	上野山唐曾線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字上野山1094番の4地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字唐曾1109番地先
14	池段寺鋤当先線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字池段寺959番の1地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字鋤当先1031番の1地先
15	東名南北第12号線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字西島2381番の4地先 終点 名古屋市守山区大字吉根字日ノ後601番地先
16	横堤線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字横堤1389番地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字横堤1465番の3地先
17	池田熊田線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字池田780・781・826番合併地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字落合282番の2地先
18	鋤当先石米線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字池段寺904番の6地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字石米1227番の2地先
19	長根落合線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字長戸1654番の1地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字落合310番の2地先
20	風越第1号線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字風越2101番の1地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字風越2081番の14地先
21	新林線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字新林2111番の35地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字新林2111番の34地先

22	濁り池線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字濁池1699番の 8 地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字濁池1713番の 4 地先	
23	穴ヶ洞線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の75地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の23地先	
24	風越穴ヶ洞線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字風越2081番の 5 地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の 5 地先	
25	風越新林第 1 号線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字風越2081番の35地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字新林2113番の 4 地先	
26	穴ヶ洞 2 号線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の1 6 0地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の10地先	
27	穴ヶ洞 1 号線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の1 5 0地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2266番の2 6 5地先	
28	風越新林線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字風越1918番の 1 地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字新林2111番の 7 地先	
29	生下り線	起点 名古屋市守山区大字下志段味字生下り2287番の94地先 終点 名古屋市守山区大字下志段味字濁池1699番の 2 地先	
1	名西南北第 2 号線 支線第 3 号	起点 名古屋市中村区権現通 3 丁目17番地先 終点 名古屋市中村区権現通 3 丁目17番地先	第 6 附 図
1	下之一色町第12号 線	起点 名古屋市中川区下之一色町字権野1 6 4番地先 終点 名古屋市中川区下之一色町字権野1 5 1番の 1 地先	第 7 附 図
1	藤前26号線	起点 名古屋市港区藤前五丁目1 0 6番地先 終点 名古屋市港区藤前五丁目1 0 6番地先	第 11 附 図

5 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メ ー ト ル	
市道	A	下志段味線第2号	名古屋市守山区大字下志段味字横堤1472番地先から	前	0.242	16.00	第 12 附 図 交差部の延伸
	B		名古屋市守山区大字下志段味字長根1523番の2地先まで	後	0.251	16.00	
	C	風越池線第3号	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の79地先から	前	0.182	18.00	交差部の延伸
	D		名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の210地先まで	後	0.186	18.00	
	E	下志段味第162号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の24地先から	前	0.001	6.00	隔切りの拡幅
			名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の24地先まで	後	0.001	6.00	
	F	長廻間第22号線	名古屋市守山区大字下志段味字長廻間2280番の44地先から	前	0.003	12.00	隔切りの縮小
			名古屋市守山区大字下志段味字長廻間2280番の44地先まで	後	0.003	12.00	
	県道	G	名古屋市守山区大字下志段味字石米1207番の2地先から	前	0.071	5.06 ～ 5.59	
			名古屋市守山区大字下志段味字石米1223番の3地先まで	後	0.071	6.00	
		H	名古屋市守山区大字下志段味字東新田1328番の3地先から	前	0.644	6.20 ～ 13.77	
			名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の306地先まで	後	0.644	7.27 ～ 11.17	
		I	名古屋市守山区大字下志段味字穴ヶ洞2271番の306地先から	前	0.772	6.50 ～ 24.30	
		J	名古屋市守山区大字下志段味字長廻間2280番の46地先まで	後	0.872	9.00 ～ 18.00	
市道	A	新家下並第2号線	名古屋市中川区新家三丁目2112番地先から	前	0.002	5.00	第 13 附 図 隔切りの拡幅
			名古屋市中川区新家三丁目2112番地先まで	後	0.002	5.00	

	B	新家下並第3号線	名古屋市中川区新家三丁目 1908番地先から	前	0.002	5.00	隔切りの拡幅
			名古屋市中川区新家三丁目 1908番地先まで	後	0.002	5.00	
	C	新家下並第4号線	名古屋市中川区新家三丁目 1812番地先から	前	0.002	5.00	隔切りの拡幅
			名古屋市中川区新家三丁目 1812番地先まで	後	0.002	5.00	
	D	新家下並第6号線	名古屋市中川区新家三丁目 2114番の1地先から	前	0.134	6.50	
			名古屋市中川区新家三丁目 1710番地先まで	後	0.135	6.49 ～ 6.55	

6 道路の区域変更

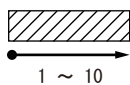
道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	岩塚長良町線	名古屋市中村区岩塚町字神 田13番地先から	前	0.004	8.61 ～ 8.66	第 4 附 図
			名古屋市中村区岩塚町字神 田13番地先まで	後	0.004	10.58 ～ 10.65	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図

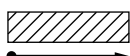


凡 例



1 ~ 10

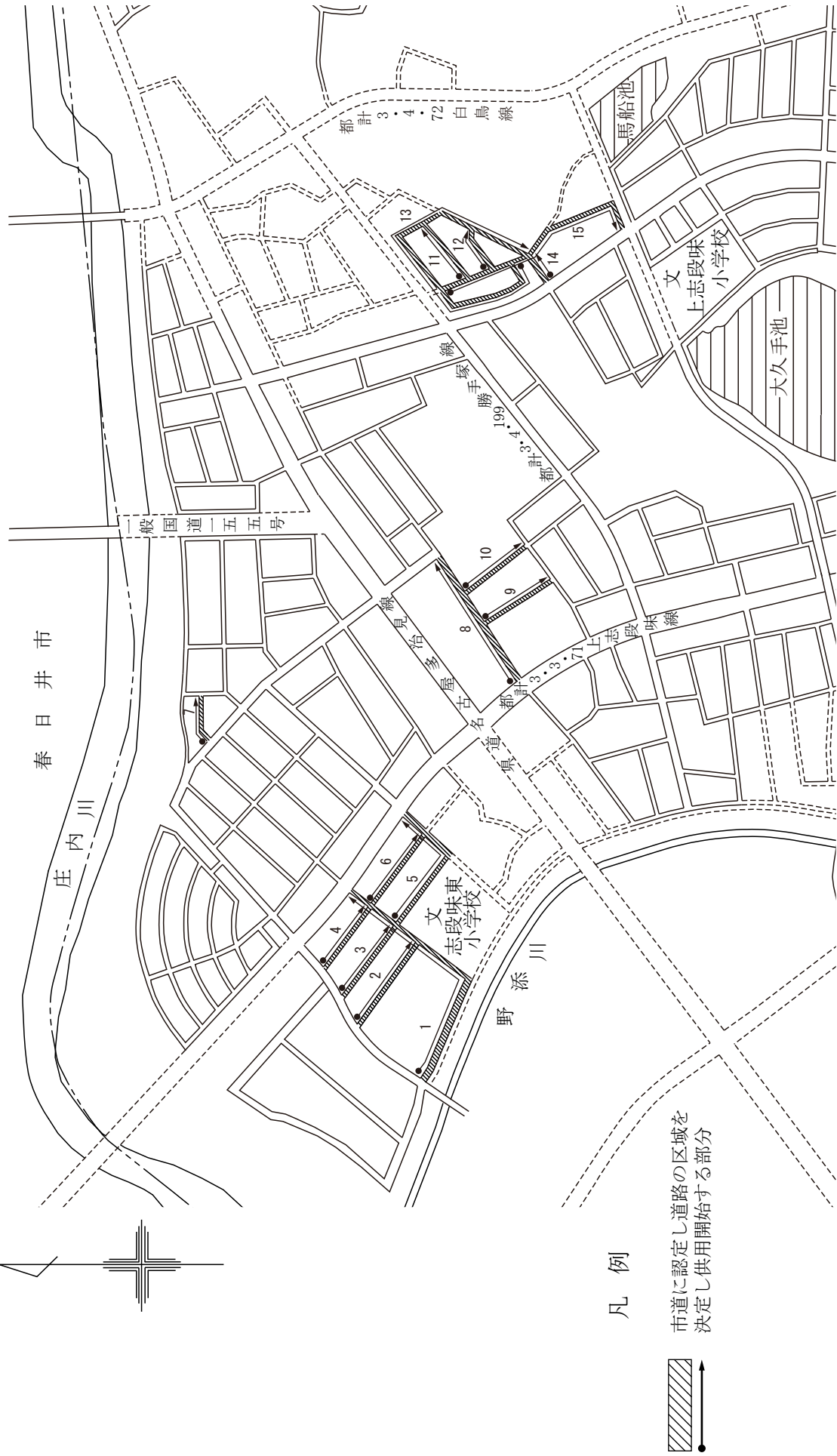
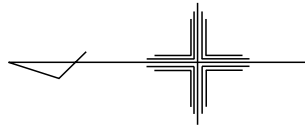
市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分



11 ~ 19

市道に認定し道路の区域を
決定する部分

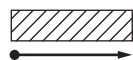
第2 附图



第3附図



凡 例

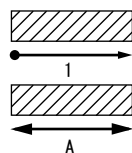


市道に認定し道路の区域を決定する部分

第4附図



凡 例



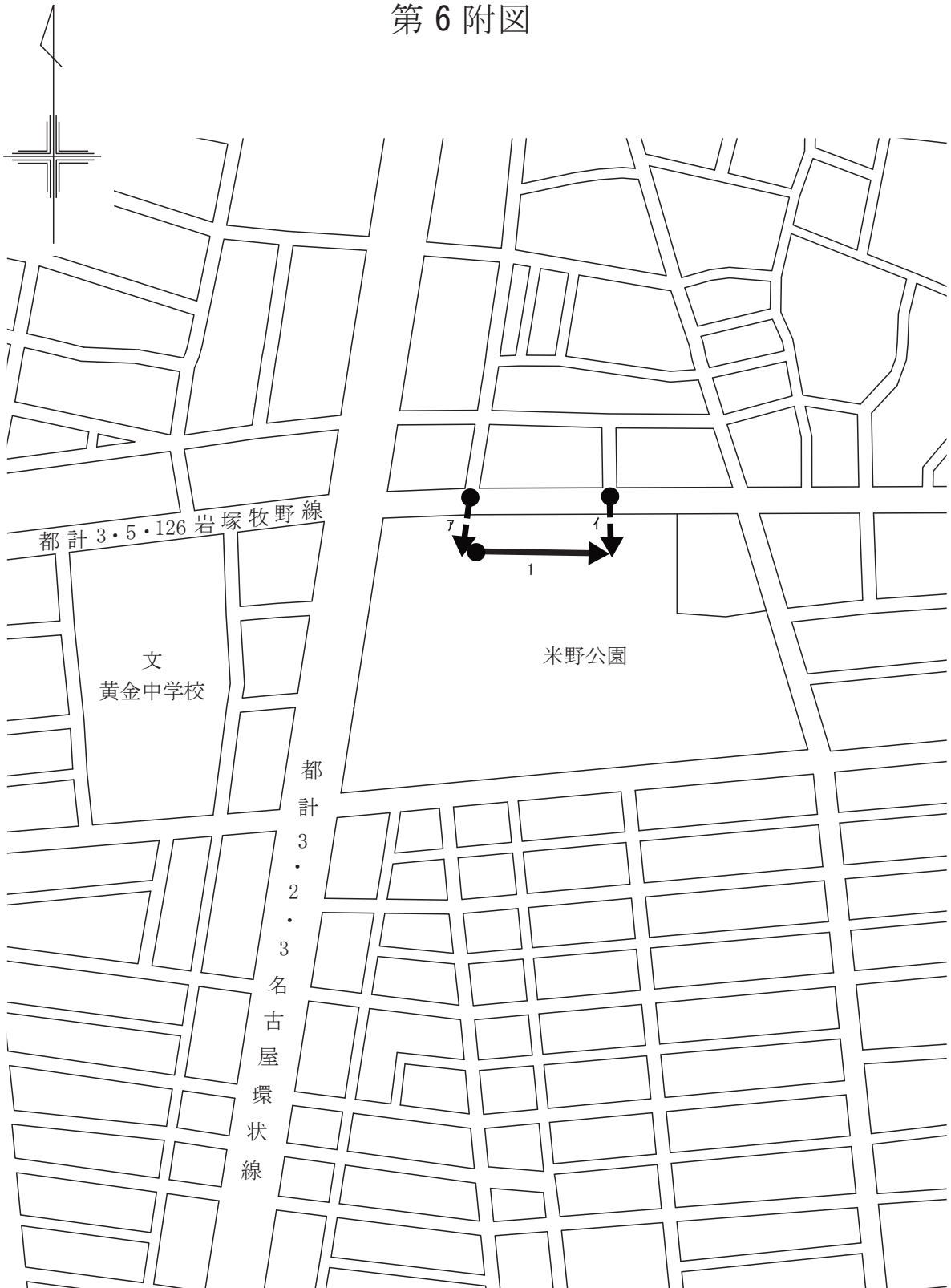
市道に認定し道路の区域を
決定する部分

区域変更により道路の区域
とする部分

第5 附図



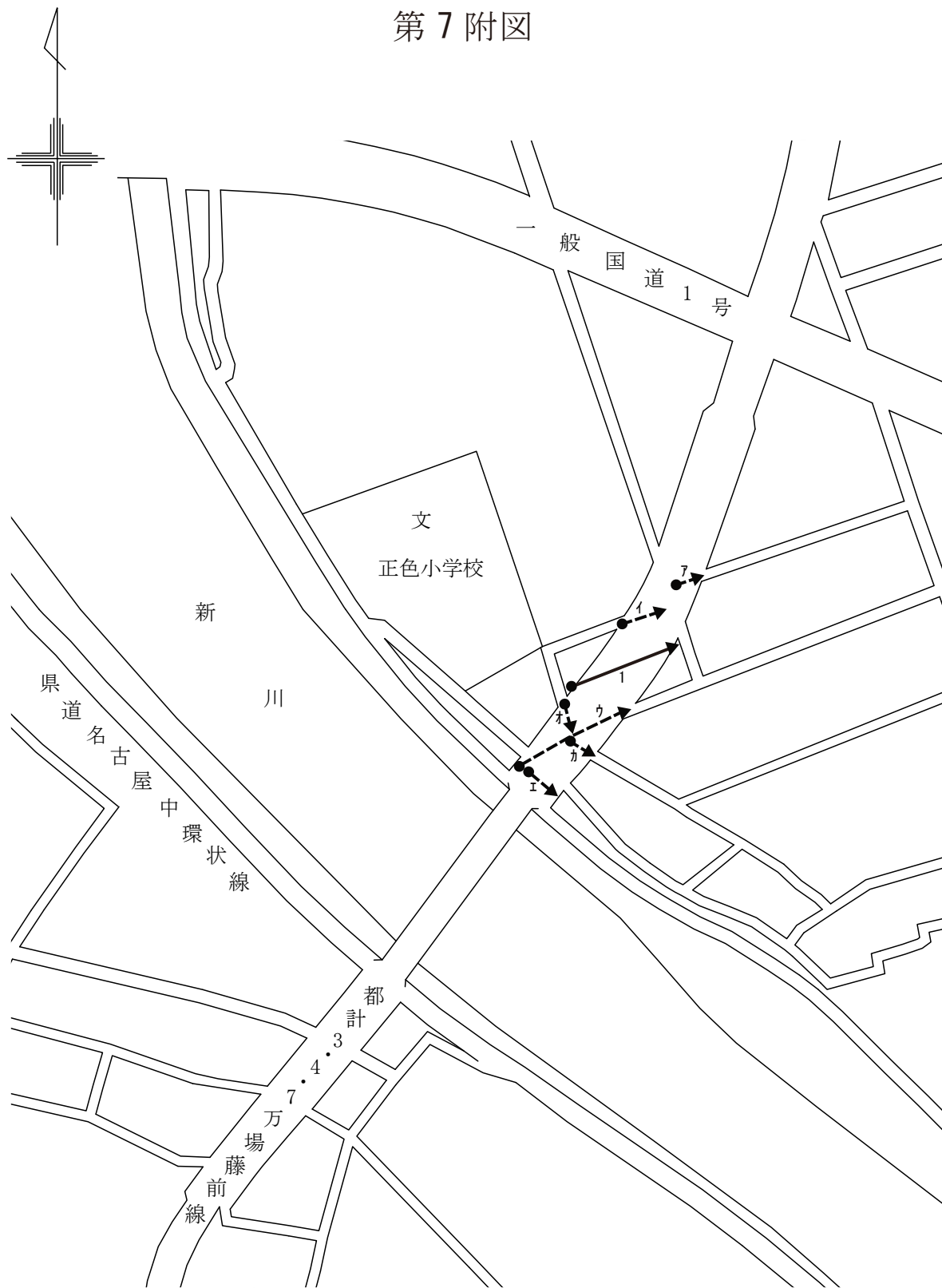
第 6 附図



凡 例

- - - - -> 一部廃止し供用廃止する部分
- - - - -> 廃止する路線

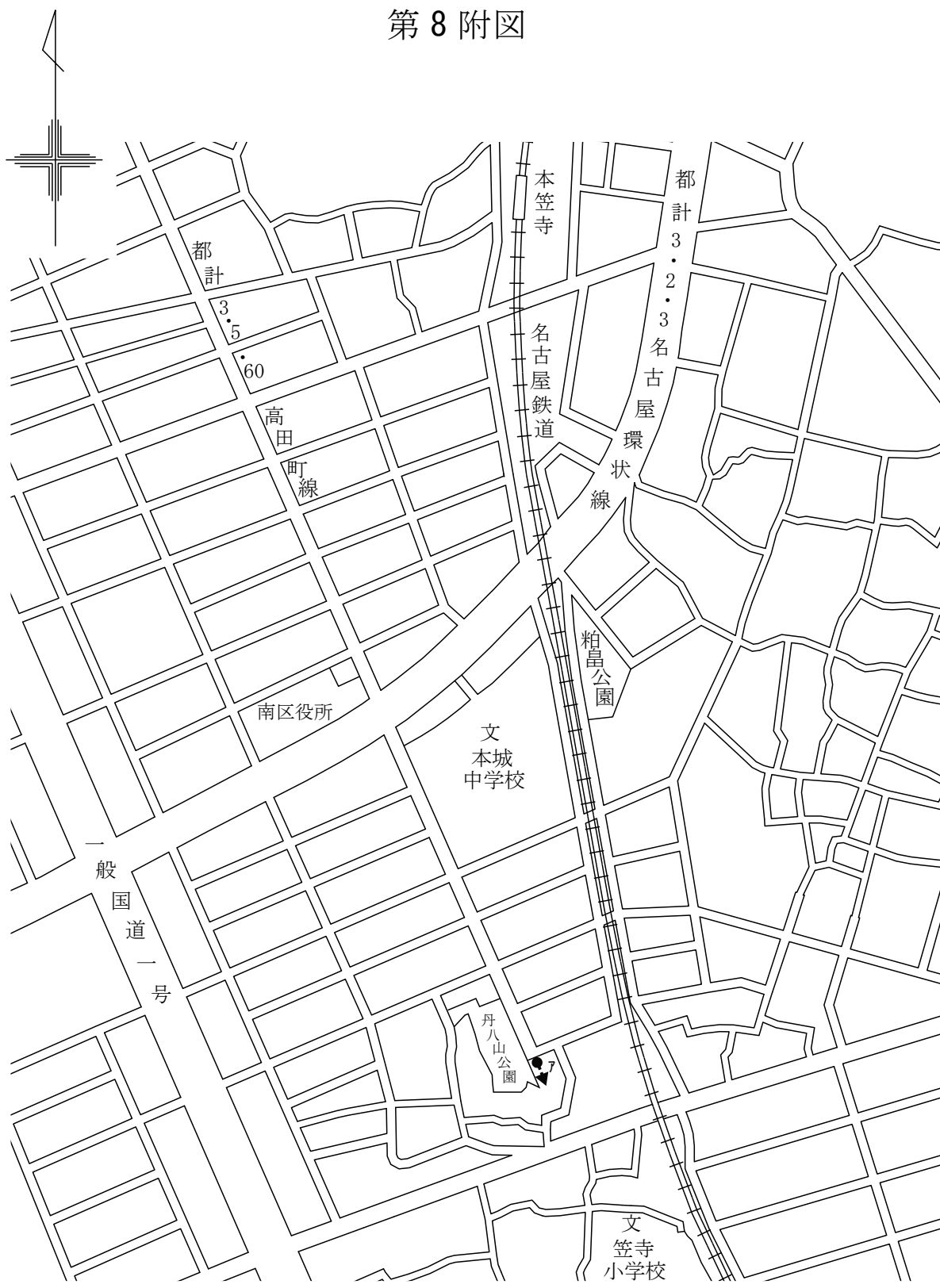
第7 附図



凡 例

- ➡ 一部廃止し供用廃止する部分
- ➡ 廃止する路線

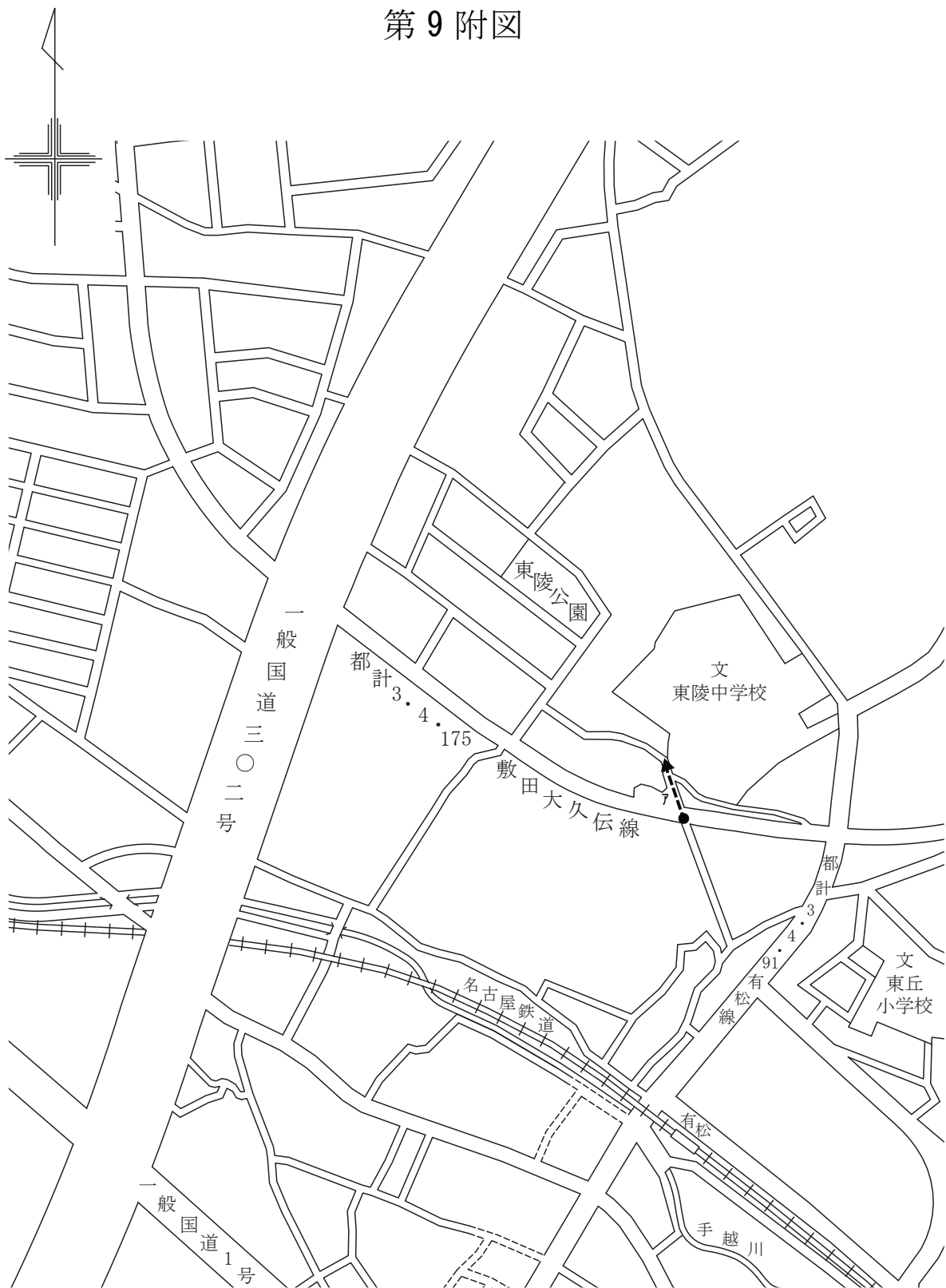
第 8 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

第9 附図



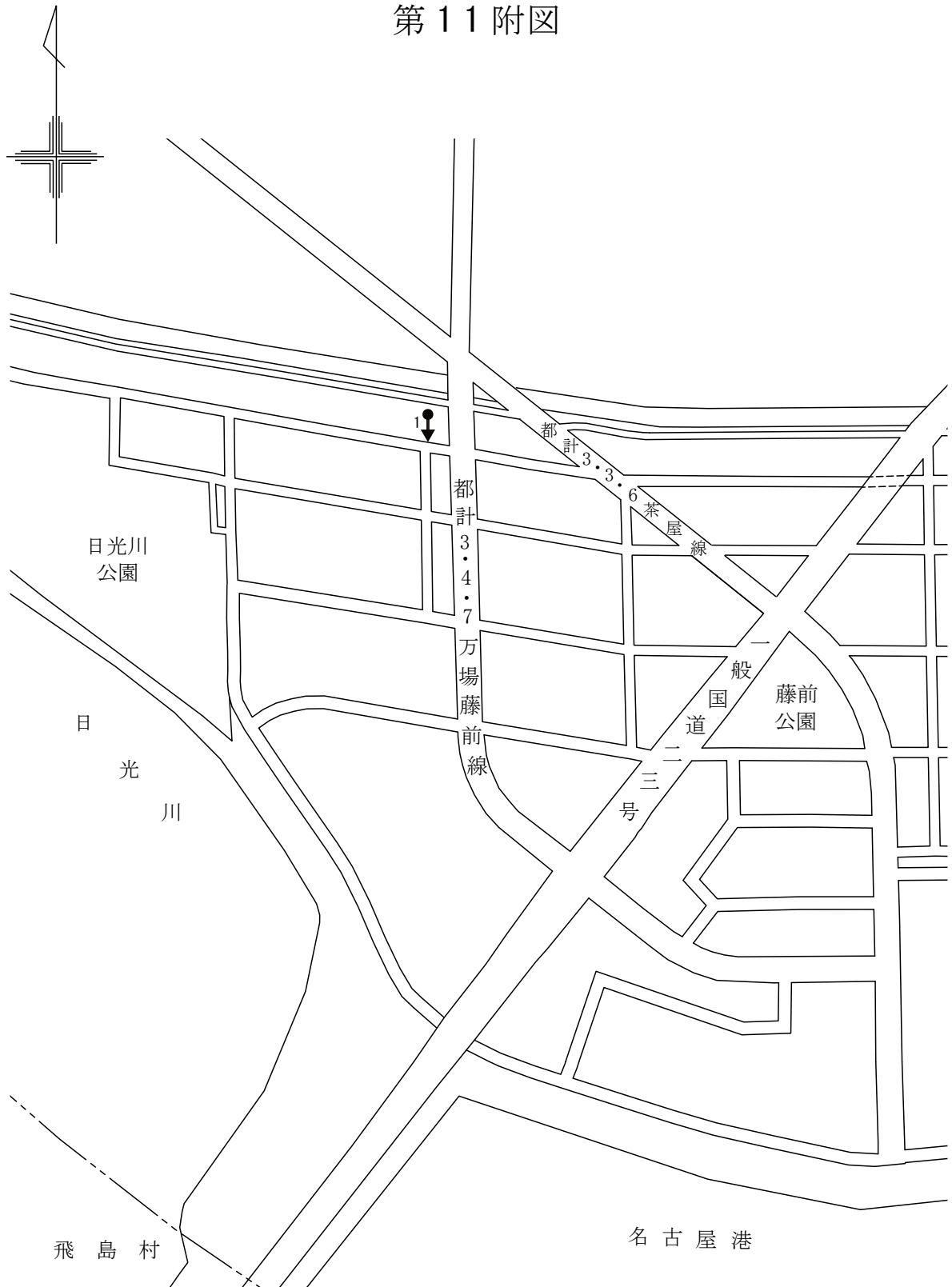
凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

第10 附図



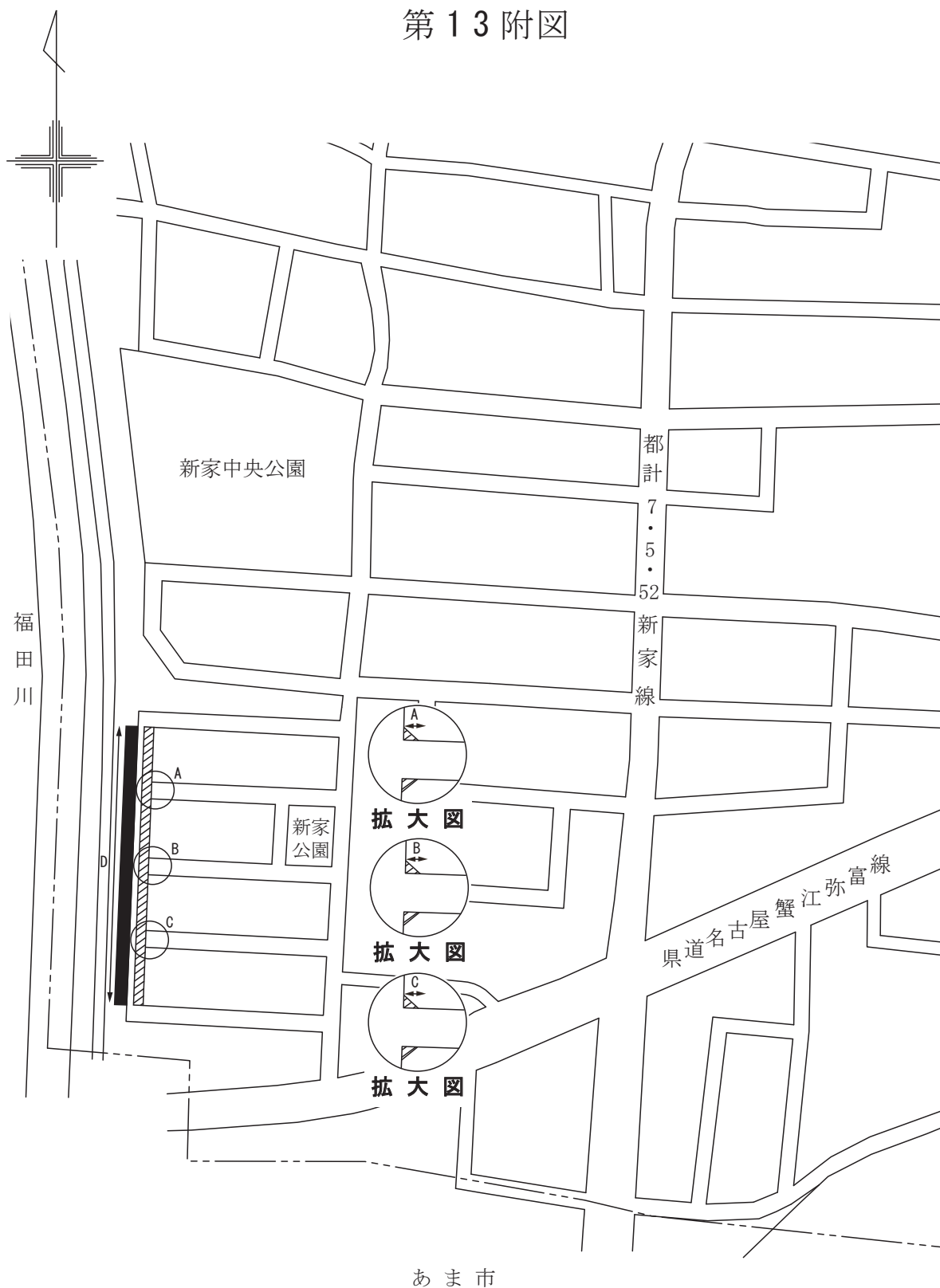
第11 附図



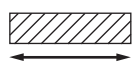
第12附図



第13 附図



凡 例

-  区域変更により道路の区域とし供用開始する部分
-  区域変更により廃道する部分

名古屋市告示第149号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項及び第18条第2項の規定に基づき、令和4年3月25日から次のように自転車歩行者専用道路を指定し、道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和4年3月25日

名古屋市長 河村 たかし

自転車歩行者専用道路の指定及び道路の供用開始

道路の種類	整理番号	路線名	区間	摘要
市道	1	志段味線自転車歩行者道第6号	名古屋市守山区大字下志段味字石米1235番の4地先から 名古屋市守山区大字下志段味字東新田1308番の2地先まで	附 図
	2	下志段味自転車歩行者道第21号線	名古屋市守山区大字下志段味字深沢2615番の1地先から 名古屋市守山区大字吉根字日ノ後9番地先まで	
	3	下志段味自転車歩行者道第22号線	名古屋市守山区大字下志段味字作り道1577番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字長根1524番の2地先まで	
	4	下志段味自転車歩行者道第23号線	名古屋市守山区大字下志段味字長戸1656番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2271番の5地先まで	

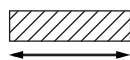
5	下志段味自転車歩行者道第24号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2271番の19地先から 名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2271番の79地先まで
6	下志段味自転車歩行者道第25号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2271番の85地先から 名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2271番の54地先まで
7	下志段味自転車歩行者道第26号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2271番の126地先から 名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2271番の40地先まで
8	下志段味自転車歩行者道第27号線	名古屋市守山区大字下志段味字吉田2244番の1地先から 名古屋市守山区大字下志段味字吉田2245番地先まで
9	下志段味自転車歩行者道第28号線	名古屋市守山区大字下志段味字穴ケ洞2271番の78地先から 名古屋市守山区大字下志段味字吉田2254番地先まで

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 圖



凡 例



自転車歩行者専用道路に
指定し供用開始する部分

名古屋市告示第 150号

名古屋市公設市場の開場時間及び休業日

名古屋市公設市場条例施行細則（昭和39年名古屋市規則第23号）第 1条及び第 2条の規定により、令和 4年度における名古屋市公設市場の開場時間と休業日を次のように定めます。

令和 4年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 開場時間

名 称 及 び 位 置	開 場 時 間
名古屋市築地公設市場 名古屋市港区名港一丁目13番10号	4月 1日から当分の間、開場しません。
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	午前10時から午後 7時まで ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）に規定する 休日は、午前10時から午後 6時30分 まで 12月29日及び同月30日は午前 9時30 分から午後 7時まで 12月31日は午前 9時30分から午後 6 時30分まで
名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	午前10時から午後 7時30分まで ただし、12月31日は午前 9時30分か ら午後 6時まで

名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	セルフサービス部門は 4月 1日から 当分の間、開場しません。 専門店部門は午前10時から午後 6時 まで
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 4	セルフサービス部門は 4月 1日から 当分の間、開場しません。 専門店部門は午前10時から午後 6時 30分まで

2 休業日

名 称 及 び 位 置	休 業 日
名古屋市元古井公設市場 名古屋市千種区今池二丁目27番22号	日曜日並びに 5月 5日、 7月18日、 8月15日、同月16日及び 1月 2日か ら同月 4日まで
名古屋市徳川公設市場 名古屋市東区徳川町 522番地	日曜日並びに 5月 4日、同月 5日、 7月18日、 8月15日、同月16日、 9 月19日、10月10日、 1月 2日から同 月 4日まで及び同月 9日
名古屋市大高公設市場 名古屋市緑区森の里一丁目93番地	日曜日並びに 5月 3日から同月 5日 まで、 7月18日、 8月13日、同月15 日、 9月19日、10月10日、11月 3日、 同月23日、 1月 2日から同月 4日ま で及び同月 9日
名古屋市南陽公設市場 名古屋市港区秋葉一丁目 130番地の 4	8月15日及び 1月 2日から同月 4日 まで

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市告示第151号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和4年3月9日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和4年3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和3年度名古屋市一般会計補正予算（第14号）
- 2 令和3年度名古屋市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和3年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計補正予算（第2号）
- 4 令和3年度名古屋市土地区画整理組合貸付金特別会計補正予算（第1号）
- 5 令和3年度名古屋市用地先行取得特別会計補正予算（第1号）
- 6 令和3年度名古屋市公債特別会計補正予算（第1号）
- 7 令和3年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 8 令和3年度名古屋市自動車運送事業会計補正予算（第1号）
- 9 令和3年度名古屋市高速度鉄道事業会計補正予算（第1号）

名古屋市財政局財政部財政課

令和３年度名古屋市一般会計補正予算（第14号）

令和３年度名古屋市一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,000,451千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,446,659,337千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条 繰越明許費の追加は、「第２表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第３条 地方債の追加及び変更は、「第３表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 市 税		559,126,001	24,102,000	583,228,001
	1 市 民 税	272,461,000	11,187,000	283,648,000
	2 固 定 資 産 税	205,964,000	10,712,000	216,676,000
	7 都 市 計 画 税	45,394,000	2,203,000	47,597,000
3 県 税 交 付 金		80,512,001	7,997,000	88,509,001
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	6,005,000	3,277,000	9,282,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	54,667,000	4,720,000	59,387,000
5 地 方 特 例 交 付 金		21,270,000	△	8,858,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	18,140,000	△	5,728,000
6 地 方 交 付 税		8,900,000	11,925,296	20,825,296
	1 地 方 交 付 税	8,900,000	11,925,296	20,825,296
9 国 庫 支 出 金		316,113,993	8,043,644	324,157,637
	1 負 担 金	205,995,506	736,300	206,731,806
	2 補 助 金	109,363,850	7,307,344	116,671,194
10 県 支 出 金		68,904,241	227,286	69,131,527
	1 負 担 金	47,521,863	216,036	47,737,899

	2 補 助 金	16,584,951	11,250	16,596,201
12 寄 附 金		654,732	1,800,000	2,454,732
	1 寄 附 金	654,732	1,800,000	2,454,732
13 繰 入 金		27,996,400	46,683	28,043,083
	2 基 金 繰 入 金	13,486,749	46,683	13,533,432
14 繰 越 金		2,145,262	1,332,542	3,477,804
	1 繰 越 金	2,145,262	1,332,542	3,477,804
15 諸 収 入		142,874,858	△	142,179,858
	3 他 会 計 貸 付 金 収 入 元 利	931,048	5,000	936,048
	7 雑 入	33,119,217	△	32,419,217
16 市 債		129,065,000	△	120,698,000
	1 市 債	129,065,000	△	120,698,000
歳 入 合 計		1,412,658,886	34,000,451	1,446,659,337

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総 務 費		18,696,645	13,934,000	32,630,645
	1 総 務 管 理 費	5,113,701	4,000,000	9,113,701
3 健 康 福 祉 費	2 財 務 管 理 費	3,265,402	9,934,000	13,199,402
		387,629,704	265,818	387,895,522
4 子 ど も 青 少 年 費	1 社 会 福 祉 費	133,931,031	1,215,316	135,146,347
	2 老 人 福 祉 費	58,373,323	△ 1,971,876	56,401,447
	7 公 衆 衛 生 費	46,160,551	1,022,378	47,182,929
6 ス ポ ー ツ 市 民 費		200,971,137	1,527,543	202,498,680
	1 子 ど も 青 少 年 費	200,971,137	1,527,543	202,498,680
9 緑 政 土 木 費	2 区 役 所 費	15,806,793	80,000	15,886,793
		7,971,572	80,000	8,051,572
10 住 宅 都 市 費		69,261,449	3,051,599	72,313,048
	2 道 路 橋 り よ う 費	21,751,495	1,139,399	22,890,894
	3 街 路 費	6,883,736	10,000	6,893,736
	4 治 水 費	15,299,964	1,850,000	17,149,964
	5 緑 政 費	21,986,832	52,200	22,039,032
10 住 宅 都 市 費		40,994,016	903,362	41,897,378
	1 都 市 計 画 費	19,203,285	152,067	19,355,352
	2 住 宅 費	21,790,731	751,295	22,542,026

12 教 育 費		62,550,804	13,235,129	75,785,933
	2 小 学 校 費	15,118,373	7,409,237	22,527,610
	3 中 学 校 費	8,096,877	4,324,399	12,421,276
	4 高 等 学 校 費	1,013,762	1,340,629	2,354,391
	5 幼 稚 園 費	211,849	160,864	372,713
15 諸 支 出 金		48,333,788	1,003,000	49,336,788
	1 公 営 企 業 会 計 支 出 金	48,333,788	1,003,000	49,336,788
歳 出 合 計		1,412,658,886	34,000,451	1,446,659,337

第2表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額 千円
2 総務費	6 防災危機管理費	港倉庫の外壁改修	6,330
		水防法改正等に伴うハザードマップの改定	16,117
3 健康福祉費	1 社会福祉費	障害福祉施設等におけるロボット等導入補助	10,354
		民間障害者生活介護事業所の耐震改修補助	45,869
		住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給	7,165,314
		民間特別養護老人ホームの整備補助	148,000
4 子ども青少年費	9 保健所費	介護施設等の非常用発電機等整備補助	464,197
		熱田保健センターの電気設備改修	5,632
		児童福祉施設等職員の処遇改善	1,089,305
		保育士確保支援事業	1,500
		離婚によるひとり親等に対する子育て世帯臨時特別給付事業	106,737
6 スポーツ市民費	2 区役所費	中文化センターの外壁改修	21,000
		住民記録システムの改修	80,000
		熱田区役所の電気設備改修	16,351
7 経済費	1 産業業費	地域商業機能複合化推進事業助成	60,000
8 観光文化交流費	2 文化交流費	熱田文化小劇場の電気設備改修	3,720
	3 名古屋城費	名古屋城二之丸庭園の保存整備	27,800
9 緑政土木費	1 土木管理費	車両の購入	26,000

	2	道路橋りょう	費	道路・橋りょうの整備	2,363,500
	3	街路	費	街路の整備	1,613,000
	4	治水	費	河川・排水路の整備	4,044,000
	5	緑政	費	公園の整備	1,155,200
	6	農政	費	農業文化園の空調設備改修	7,000
	10	住宅都市費	費	地下街耐震改修等助成	121,233
				大規模盛土造成地の調査	17,500
				西名古屋港線の設備更新費補助	13,334
				名鉄名古屋本線桜駅・本星崎駅間連続立体交差事業	70,000
				笹島線（東側区間）の整備	1,000,444
				都市整備	146,762
				高速道路公社への建設資金貸付金	1,015,000
				久屋駐車場の換気設備更新	50,625
	2	住宅	費	市営住宅の建設	751,295
	11	消防費	費	消防車両の購入	155,885
	12	教育費	費	校舎等のリニューアル改修	4,763,149
				校舎等の保全改修・設備改修	316,185
				トイレの環境改善	1,735,903
				指定避難所の給排水機能確保策の推進	336,000
				ブロック塀の撤去等	179,000
				受水槽の改修	79,000

款	項	事業名	金額	千円
3 中 学 校 費		校舎等のリニューアル改修		2,622,273
		校舎等の保全改修・設備改修		179,296
		トイレの環境改善		987,830
		指定避難所の給排水機能確保策の推進		252,000
		ブロック塀の撤去等		76,000
		受水槽の改修		207,000
		校舎のリニューアル改修		526,301
		校舎の保全改修・設備改修		190,692
		トイレの環境改善		611,636
		ブロック塀の撤去等		12,000
5 幼 稚 園 費		情報通信機器の購入		15,000
		園舎のリニューアル改修		145,864
9 生 涯 学 習 費		鶴舞中央図書館の電気設備改修		97,602
		熱田図書館の電気設備改修		3,844

第3表 地方債補正

1 追加分

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
都市高速鉄道事業補助金	13,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

2 変更分

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法
社会福祉施設整備費	447,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	462,000	補正前に同じ
公共土木事業費	28,722,000	同上	同上	同上	30,422,000	同上
公園緑地整備費	10,250,000	同上	同上	同上	10,276,000	同上
住宅建設費	2,707,000	同上	同上	同上	3,148,000	同上

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限 度 額 千円	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額 千円	起債の方法 利率 償還の方法
義務教育施設整備費	2,506,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においてはその見直しの利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができ。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	9,491,000	補正前に 同 補正前に 同 補正前に 同
高等学校整備費	21,000	同 上	同 上	同 上	1,080,000	同 上 同 上
幼稚園整備費	32,000	同 上	同 上	同 上	121,000	同 上 同 上
臨時財政対策債	45,000,000	同 上	同 上	同 上	28,489,000	同 上 同 上
調 整 債	5,600,000	同 上	同 上	同 上	3,416,000	同 上 同 上

令和3年度名古屋市民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度名古屋市民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,900,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203,698,544千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国民健康保険収入		177,040,485	3,300,000	180,340,485
	4 県 支 出 金	134,460,812	3,300,000	137,760,812
3 繰 越 金		1	600,000	600,001
	1 繰 越 金	1	600,000	600,001
歳 入	合 計	199,798,544	3,900,000	203,698,544

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 国民健康保険費		199,778,544	3,900,000	203,678,544
	1 事 業 費	199,778,544	3,900,000	203,678,544
歳 出	合 計	199,798,544	3,900,000	203,698,544

令和３年度名古屋市長古屋城天守閣特別会計補正予算（第２号）

令和３年度名古屋市長古屋城天守閣特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第１条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第１表繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第２条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表債務負担行為」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事	業	名	金	額	千円
1 名古屋城天守閣事業費	1 事業費			木造天守閣の昇降に関する新技術の公募		8,064	

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額	千円
天守閣木造復元の実施設計		令和4年度から暫定的に令和5年度まで				552,917	
天守閣木造復元の木工事		令和4年度から暫定的に令和5年度まで				5,553,159	

令和３年度名古屋市区画整理組合貸付金特別会計補正予算（第１号）

令和３年度名古屋市区画整理組合貸付金特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ800,000千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条 地方債の変更は、「第２表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正	額 千円	計 千円
2 市 債		5,000	△	5,000	－
	1 市 債	5,000	△	5,000	－
歳 入	合 計	805,000	△	5,000	800,000

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正	額 千円	計 千円
1 土 地 区 画 整 理 組 合 貸 付 金		805,000	△	5,000	800,000
	1 事 業 費	10,000	△	10,000	－
	2 他 会 計 繰 出 金	795,000		5,000	800,000
歳 出	合 計	805,000	△	5,000	800,000

第2表 地方債補正

起債の目的	補			正		前		補		正		後	
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	償還の方法	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法		
土地区画整理組合貸付金	5,000	普通貸借	無利子	起債年度より据置期間をふくめ、8年度間以内に毎年元金均等の方法によって償還する。				—	—	—	—		

令和３年度名古屋市用地先行取得特別会計補正予算（第１号）

令和３年度名古屋市用地先行取得特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第１条 繰越明許費の追加は、「第１表繰越明許費補正」による。

第 1 表 繰越明許費補正

款		項		事	業	名	金	額	千円
2	都市開発用地取得費	1	取	得	費	公共施設用地の買取		152,000	

令和３年度名古屋市長官公債特別会計補正予算（第１号）

令和３年度名古屋市長官公債特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,677,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ491,365,023千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 公 債		237,574,000	3,677,000	241,251,000
	1 公 債	237,574,000	3,677,000	241,251,000
歳 入	合 計	487,688,023	3,677,000	491,365,023

歳 出

款	項	補 正 前 の 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰 出 金		171,714,000	3,677,000	175,391,000
	1 起 債 額 繰 出	171,714,000	3,677,000	175,391,000
歳 出	合 計	487,688,023	3,677,000	491,365,023

令和３年度名古屋市下水道事業会計補正予算（第１号）

（総 則）

第１条 令和３年度名古屋市下水道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条 令和３年度名古屋市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既定予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入	千円	千円	千円
第１款 下水道事業収益	77,820,384	95,000	77,915,384
第２項 営業外収益	7,119,041	95,000	7,214,041
支 出	千円	千円	千円
第１款 下水道経営費	76,562,384	95,000	76,657,384
第２項 営業外費用	7,921,035	95,000	8,016,035

（資本的収入及び支出）

第３条 予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入		千円	千円	千円
第1款 資本的収入				
第1項 企業債		30,478,315	1,956,000	32,434,315
第2項 国庫補助金		20,500,000	1,049,000	21,549,000
支 出		8,500,000	907,000	9,407,000
第1款 資本的支出				
第1項 建設改良費		70,326,905	1,956,000	72,282,905
		41,271,837	1,956,000	43,227,837

(企業債)

第4条 予算第6条中「限度額20,507,000千円」を「限度額21,556,000千円」に、「下水道事業建設費20,500,000千円」を「下水道事業建設費21,549,000千円」に改める。

令和３年度名古屋市自動車運送事業会計補正予算（第１号）

（総則）

第１条 令和３年度名古屋市自動車運送事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 令和３年度名古屋市自動車運送事業会計予算（以下「予算」という。）第２条中「年間113,442,000人」を「年間101,563,440人」に、「1日310,800人」を「1日278,256人」に改める。

（収益的収入及び支出）

第３条 予算第３条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入	千円	千円	千円
第1款 自動車運送事業収益	25,781,905	△ 1,093,127	24,688,778
第1項 営 業 収 益	20,362,510	△ 2,096,127	18,266,383
第2項 営 業 外 収 益	5,419,395	1,003,000	6,422,395
(他会計からの補助金)			

第４条 予算第10条第２項中「3,405,000千円」を「4,408,000千円」に改める。

令和３年度名古屋市長官舎市高速鉄道事業会計補正予算（第１号）

（総 則）

第１条 令和３年度名古屋市長官舎市高速鉄道事業会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 令和３年度名古屋市長官舎市高速鉄道事業会計予算（以下「予算」という。）第２条中「年間421,538,500人」を「年間377,819,165人」に、「1日1,154,900人」を「1日1,035,121人」に改める。

（収益的収入及び支出）

第３条 予算第３条本文中「1,596,000千円」の次に「を借り入れ、資金不足額50,021,319千円の一部にあてため、企業債（特別減収対策）11,000,000千円」を加える。

２ 同条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既定予定額）		（補正予定額）		（計）	
収 入		千円		千円		千円	
第１款	高速鉄道事業収益	87,922,769		△ 9,436,819		78,485,950	
第１項	営業収益	80,194,383		△ 9,436,819		70,757,564	

(企業債)

第4条 予算第6条中「起債の目的 高速度鉄道事業建設改良費及び利子支払にあてゐるため」を「起債の目的 高速度鉄道事業建設改良費、利子支払及び資金不足額にあてゐるため」に、「限度額12,573,000千円」を「限度額23,573,000千円」に、

「高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債 1,596,000千円」を

「高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債 1,596,000千円

高速度鉄道事業特別減収対策企業債 11,000,000千円」に改める。

名古屋市告示第 152号

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島の臨時開館について

松ケ島における健康づくり事業を実施するため、名古屋市休養温泉ホーム松ケ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）第 2条第 2項の規定により、次のとおり休業日に臨時開館します。

令和 4年 3月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 臨時に開館する施設

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島

2 臨時に開館する期日

令和 4年 3月30日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一

名古屋市人事委員会規則第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市長事務部局関係の表総務局本庁の項中「行政部行政改革推進室組織定員係長 行政部行政改革推進室主査」を「行政部行政改革推進室組織定員係長」に、「職員部給与課労政係長」を「職員部給与課労政係長 職員部給与課主査」に改め、同表経済局中央卸売市場の項中「課長」を「課長 主幹」に改め、同表健康福祉局本庁の項中「部長」を「部長 医療企画調整官」に改め、同表同局厚生院の項中「課長」を「課長 主幹」に改め、同表子ども青少年局保育園の項中「上飯田南」を「上飯田」に改める。

別表第 3 教育委員会関係の表博物館の項中「課長」を「課長 主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一

名古屋市人事委員会規則第2号

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の3中「（当該様式の振替命令簿に記載すべき事項を記録した電子情報（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）」を削る。

第4条第1項中「（当該様式の代日休暇簿に記載すべき事項を記録した電子情報を含む。）」を削る。

第7条第1項中「（当該様式の年次休暇簿に記載すべき事項を記録した電子情報を含む。）」を削る。

第9条第1項中「（当該様式の特別休暇簿に記載すべき事項を記録した電子情報を含む。）」を削る。

第10条第3項中「当該様式の介護休暇簿に記載すべき事項を記録した電子情報を含む。」及び「又は記録」を削り、同条第5項中「又は記録」を削る。

第13条第1項中「又は記録」を削る。

第17条第4項中「介護休暇」の次に「、無給休暇」を加える。

別記様式第3を次のように改める。

年次休暇簿（1 日又は半日単位）

年 月 日 から 年 月 日まで	(所属名)	(職員番号)	(氏名)
日 数	繰り越した分 本年度分 日 日		
承認印	期 間	計	備考
	午前 月 日 から 月 日 まで 午後	日	
	午前 月 日 から 月 日 まで 午後	日	
	午前 月 日 から 月 日 まで 午後	日	
	午前 月 日 から 月 日 まで 午後	日	
	午前 月 日 から 月 日 まで 午後	日	
	午前 月 日 から 月 日 まで 午後	日	

(規格 A4)

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 22 日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一

名古屋市人事委員会規則第 3 号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

（選考に合格したものとみなす職）

第20条 人事委員会は、次の各号に掲げる職員が再び降任直前に属していた職種の係長段階の職へ昇任する場合には、当該職員をその昇任に係る選考に合格したものとみなす。

- (1) 法第28条第 1 項第 2 号又は第 4 号の事由により降任された職員
 - (2) 妊娠、出産、育児、介護その他の事情により一時的な降任の申出をし、降任された職員
 - (3) 人事委員会の認める事情に基づくその他の事由により降任された職員
- 別表第 2 段階別職位表局長段階の項中「、教育センター所長」を削り、同表

部長段階の項中「名古屋城総合事務所長」の次に「、医療企画調整官」を、「科学館副館長」の次に「、教育センター所長」を加え、同表課長段階の項中「上飯田南保育園長」を「上飯田保育園長」に改め、「営業センター長」の次に「、営業センター副センター長」を、「電気事務所長」の次に「、電気事務所副所長」を加える。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一

名古屋市人事委員会規則第 4 号

職務に専念する義務の免除基準に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の免除基準に関する規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 2 条各号列記以外の部分を次のように改める。

職員は、次に掲げる場合は、職務に専念する義務を免除されることができる。

第 2 条第 6 号の 2 中「会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第22条の 2 第 1 項各号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）のうち、同法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」に改め、同条第 9 号中「（会計年度任用職員にあつては満 9 歳）」を削り、同条第 9 号の

3 中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第10号の2を同条第10号の2の2とし、同号の前に次の1号を加える。

(10)の2 不妊治療に係る通院等

第2条の次に次の1条を加える。

第2条の2 会計年度任用職員については、前条第5号、第6号、第7号の2、第8号の2、第12号、第13号及び第15号から第20号までの規定を適用しない。

2 会計年度任用職員（1週間の勤務日数が3日以上とされている職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの（以下「週3日以上勤務者」という。）であり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものを除く。）については、前条第9号の2の2の規定を適用しない。

3 会計年度任用職員（週3日以上勤務者であり、かつ、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものを除く。）については、前条第9号の3、第10号及び第10号の2の規定を適用しない。

4 再任用職員については、前条第15号の規定を適用しない。

5 再任用短時間勤務職員については、前条第8号の2の規定を適用しない。

第3条第1項各号列記以外の部分中「前条各号」を「第2条各号」に改め、同項第1号中「前条第1号」を「第2条第1号」に改め、同項第2号中「前条第4号」を「第2条第4号」に改め、同項第2号の2中「前条第6号の2」を「第2条第6号の2」に改め、同項第3号中「前条第7号」を「第2条第7号」に改め、「子が生後満1年に達する日までの間において」を削り、同項第3号の2中「前条第7号の2」を「第2条第7号の2」に改め、同項第4号中「前条第8号」を「第2条第8号」に改め、同項第5号中「前条第8号の2」を「第2条第8号の2」に改め、同項第6号中「前条第9号」を「第2条第9号」に改め、「（会計年度任用職員にあっては満9歳）」を削り、同項第7号中「前条第9号の2」を「第2条第9号の2」に改め、同項第8号中「前条第9号の2の2」を「第2条第9号の2の2」に改め、同項第9号中「前条第9号の3」を「第2条第9号の3」に改め、同項第10号中「前条第10号」を「第2条第10号」に改め、同項第12号中「前条第10号の3」を「第2条第10号の3」に

改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「前条第10号の2」を「第2条第10号の2の2」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 第2条第10号の2の場合 1年度につき5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）以内（時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることが出来るものとし、時間単位で免除される場合にあっては1日をもって当該職員の1日当たりの正規の勤務時間とする。）

第3条第2項、第4項及び第6項中「前条第8号」を「第2条第8号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一

名古屋市人事委員会規則第 5 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年名古屋市人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 教育委員会関係の表事務局の項中「教育次長」を「教育次長 監」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4年 3月24日

名古屋市農業委員会会長 岩田 公雄

名古屋市農業委員会規程第 1号

名古屋市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

名古屋市農業委員会事務局規程（平成11年名古屋市農業委員会規程第 4号）
の一部を次のように改正する。

別表第 3中

「

農政課主査（農地利用等調整）	緑政土木局都市農業課主査（生産緑地等の施策に係る調整）の職にある者
----------------	-----------------------------------

」

を

「

農政課主査（農地利用等調整）	緑政土木局都市農業課主査（都市農業支援）の職にある者
----------------	----------------------------

」

に改める。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

名古屋市上下水道局告示第5号

名古屋市下水道事業の施行に伴う分担金等及び当該分担金等に係る延滞金の滞納処分に関する事務を委任する職員について（平成13年名古屋市上下水道局告示第13号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月22日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

委任する職員の職名及び補職名の表補職名の欄中「営業部料金課徴収管理係長 営業センター主査（営業事務担当）」を「営業部料金課徴収管理係長」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第7号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

名古屋市上下水道局長 飯田 貢

別表第1 人事・服務関係の表本部長の欄及び部長の欄第2号中「情報システム課」を「情報企画推進課」に改め、同表課公所長の欄第2号中「情報システム課が所管」を「情報企画推進課が所管」に、「企画経理部情報システム課長（以下「情報システム課長」という。）」を「企画経理部情報企画推進課長（以下「情報企画推進課長」という。）」に改める。

別表第1 財務関係の表課公所長の欄第1号中「9,000,000円」を「16,000,000円」に改め、同表課公所長の欄第4号中「情報システム課長」を「情報企画推進課長」に改め、同表第11号を次のように改める。

11				削除
----	--	--	--	----

別表第1 財務関係の表課公所長の欄第13号中「未満の」の次に「測量、設計、施設の保守、高度情報処理機器の保守、」を加える。

別表第3 次長の欄第4号中「契約に係る」の次に「入札参加資格の認定及び」を加える。

別表第4 財務関係の表第3号を次のように改める。

3				削除
---	--	--	--	----

別表第4 財務関係の表主管課公所長の欄第10号から12号まで及び第16号中「情報システム課長」を「情報企画推進課長」に改め、同表第30号を次のように改める。

30				局用自動車の 自動車重量税、 自動車損害賠償
----	--	--	--	------------------------------

				責任保険契約及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく定期点検整備又は検査に係る契約（当該定期点検整備又は検査に伴い必要となる修繕の委託契約を含む。）に関すること。（資産活用課長、管路センター長）
--	--	--	--	--

別表第4 事業執行関係の表中

「

4 の 2			会計年度任用職員の育児休業及び介護休暇の承認に関すること。（総務課長）
-------------	--	--	-------------------------------------

」

を

「

4 の 2		職員（次長、本部長、部長、参事及び会計年度任用職員を除く。）の介護休暇及び介護欠勤の承認に関すること。（総	
-------------	--	---	--

		務部長)	
4 の 3			会計年度任用職員 の育児休業及び介護 休暇の承認に関する こと。(総務課長)

」

に、

「

43 の 6		処理水熱利用のた めの公共下水道の接 続許可等に関する規 程(平成27年名古屋 市上下水道局管理規 程第1号)第5条に 規定する接続許可の 更新(許可の条件が 従前と同じ場合に限 る。)に関するこ と。ただし、施設部 長に合議しなければ ならない。(計画部 長)	
--------------	--	--	--

」

を

「

43 の 6		処理水熱利用のた めの公共下水道の接 続許可等に関する規 程(平成27年名古屋 市上下水道局管理規	
--------------	--	---	--

		程（平成27年名古屋 市上下水道局管理規 程第1号）第5条に 規定する接続許可の 更新（許可の条件が 従前と同じ場合に限 る。）に関するこ と。ただし、施設部 長に合議しなければ ならない。（計画部 長）	
43 の 7			雨水流出抑制施設 設置補助金の交付決 定等に関すること。 （下水道計画課長）

」

に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第8号

名古屋市上下水道局自動車整備管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

自動車 の使用 の本拠	技術本部管路部東部管路センター 技術本部管路部北部管路センター（本部） 技術本部管路部北部管路センター（稲西事務所） 技術本部管路部西部管路センター 技術本部管路部南部管路センター
-------------------	---

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第9号

名古屋市上下水道局被服貸与規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職 類	職 種	貸与被服の種 類		貸与数 量	貸与期間 (年)	貸与期 (月)	着用期間	備 考
事 務 関 係 職 員	事 務 職 員	作業 服	上衣	2	4	3	10月1日 から翌年 の5月31 日まで	
			ズボン	2	4	3	10月1日 から翌年 の5月31 日まで	
		ズボン（夏）		2	4	3	6月1日 から9月 30日まで	
		作業 用シ ャツ	半袖	2 (2)	4 (3)	3	7月1日 から8月 31日まで	括弧書き は、技術本 部建設部建 設工事事務 所（以下「 建設工事事

							務所」とい う。)又は 技術本部施 設部水処理 事務所(以 下「水処理 事務所」と いう。)に 勤務する者 に適用す る。
		長袖 (甲)	2	3	3	5月1日 から6月 30日まで 及び9月 1日から 10月31日 まで	
		半外とう	1	6	9	12月1日 から翌年 の3月31 日まで	経営本部営 業部料金課 (以下「料 金課」とい う。)(利 用促進係に 限る。)に 勤務する者 及び料金課 主査(普及 促進担当)に限

							し、括弧書きは、水処理事務所に勤務する者に適用する。
作業安全靴			1				調査、検査又は測量等の現場作業に従事する者に限る。
スニーカー型安全靴			1				井水検針業務に従事する者に限る。
ベルト			1	3	3		
保護帽			1				調査、検査又は測量等の現場作業に従事する者に限る。
帽子夏又は帽子合冬			1				調査、検査又は測量等の現場作業に従事する者に限る。
事務服	上	夏	2	3	3	6月1日から9月30日まで	業務士の職にある者に限る。
		合	2	3	3	4月1日	

					から5月 31日まで 及び10月 1日から 11月30日 まで	
	冬	2	4	9	12月1日 から翌年 の3月31 日まで	
ス カ ー ト	夏 ・ 合	2	4	3	4月1日 から11月 30日まで	業務士の職 にある者に 限る。ただ し、ズボン （夏・合） の貸与を受 ける者を除 く。
	冬	2	6	9	12月1日 から翌年 の3月31 日まで	業務士の職 にある者に 限る。ただ し、ズボン （冬）の貸 与を受ける 者を除く。
ズ ボ ン	夏 ・ 合	2	4	3	4月1日 から11月 30日まで	業務士の職 にある者に 限る。ただ し、スカー ト（夏・

								合) の貸与を受ける者を除く。
			冬	2	6	9	12月1日から翌年の3月31日まで	業務士の職にある者に限る。ただし、スカート(冬)の貸与を受ける者を除く。
技術関係職員	現場監督及びその補助者	作業服	上衣	2	3	3	10月1日から翌年の5月31日まで	
			ズボン	2	3	3	10月1日から翌年の5月31日まで	
		ズボン(夏)		2	3	3	6月1日から9月30日まで	
		作業用シャツ	半袖	2 (2)	2 (3)	3	7月1日から8月31日まで	括弧書きは、総務部人材育成推進室(以下「人材育成推進室」という。)、技術本部建
			長袖(甲)	2 (2)	2 (3)	3	5月1日から6月30日まで及び9月1日から	

					10月31日 まで	設部工務課 （設計第三 係 に 限 る。） 、 同 部施設課、 技術本部施 設部施設整 備課（以下 「施設整備 課 」 と い う。） 又は 水処理事務 所に勤務す る者に適用 する。
	半外とう	1	5	9	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	
	布靴	1	1	3		施設整備課 の長及び技 術本部施設 部主幹（設 備保全管理 の総合調整 担当）並び に水処理事 務所の長、 副所長及び 主 幹 に 限

							る。
	作業靴下		6	1	3、9		
水 質 試 験 従 事 者	作業 服	上衣	2	3	3	10月1日 から翌年 の5月31 日まで	
		ズボン	2	3	3	10月1日 から翌年 の5月31 日まで	
	ズボン（夏）		2	3	3	6月1日 から9月 30日まで	
	作業 用シ ャツ	長袖（ 甲）	2	2	3	6月1日 から9月 30日まで	
	半外とう		1	6	9	12月1日 から翌年 の3月31 日まで	
	布靴		1	1	3		
	本 庁 勤 務 者	作業 服	2	4	3	10月1日 から翌年 の5月31 日まで	
		ズボン	2	4	3	10月1日 から翌年 の5月31 日まで	

ズボン（夏）		2 (2)	3 (4)	3	6月1日 から9月 30日まで	括弧書きは、技術本部計画部の課（同部技術管理課（土木基準係及び施設基準係に限る。）及び同部技術開発室を除く。以下同じ。）に勤務する者に適用する。
作業 用シ ャツ	半袖	2 (2)	3 (4)	3	7月1日 から8月 31日まで	括弧書きは、技術本部計画部の課に勤務する者に適用する。
	長袖（ 甲）	2	3	3	5月1日 から6月 30日まで 及び9月 1日から 10月31日 まで	
半外とう		1	6	9	12月1日 から翌年	

					の3月31 日まで	
	布靴	1	1	3		料金課に勤務する者に限る。
	作業安全靴	1				現場監督及びその補助作業に従事する者に限る。
	スニーカー型安全靴	1				現場監督及びその補助作業に従事する者並びに水質試験に従事する者に限る。
	ベルト	1	3	3		
	保護帽	1				現場監督及びその補助作業に従事する者に限る。
	帽子夏又は帽子合 冬	1				現場監督及びその補助作業に従事する者並びに水質試験に従事する者に限る。

その他	乗用自動車運転者	作業服	上衣	2	4	3	10月1日から翌年の5月31日まで	
			ズボン	2	4	3	10月1日から翌年の5月31日まで	
		ズボン（夏）		2	4	3	6月1日から9月30日まで	
		作業用シャツ	半袖	2	4	3	7月1日から8月31日まで	
			長袖（甲）	2	3	3	5月1日から6月30日まで及び9月1日から10月31日まで	
	貨物自動車運転者	作業服	上衣	2	3	3	10月1日から翌年の5月31日まで	
			ズボン	2	3	3	10月1日から翌年の5月31日まで	
		ズボン（夏）		2	3	3	6月1日	

						から 9 月 30日まで	
	作業 用シ ャツ	半袖	2 (2)	2 (3)	3	7 月 1 日 から 8 月 31日まで	括 弧 書 き は、総務部 調査課（以 下「調 査 課」とい う。）に勤 務する者に 適用する。
		長袖（ 甲）	2 (2)	2 (3)	3	5 月 1 日 から 6 月 30日まで 及び 9 月 1 日から 10月31日 まで	括 弧 書 き は、調査課 に勤務する 者に適用す る。
	半外とう		1	5	9	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで	
	布靴		1	2	3		
現 場 作 業 従 事 者	作業 服	上衣	2 (2)	2 (3)	3	10月 1 日 から翌年 の 5 月 31 日まで	括 弧 書 き は、技術本 部施設部浄 水場（以下 「浄水場」 という。） に勤務する 者に適用す

							る。
		ズボン	2	2	3	10月 1 日 から翌年 の 5 月 31 日まで	
	ズボン（夏）		3	2	3	6 月 1 日 から 9 月 30日まで	
	作業 用シ ャツ	長袖 甲	2	2	3	6 月 1 日 から 9 月 30日まで	人材育成推 進室、経営 本部営業部 給排水設備 課（以下「 給排水設備 課」とい う。）、営 業センター 等、建設工 事事務所、 技術本部管 路部配水課 （以下「配 水課」とい う。）又は 技術本部管 路部管路セ ンター（以 下「管路セ ンター」と いう。）に

					勤務する者に限る。
甲 (不 燃)	2	3	3	5月1日 から10月 31日まで	施設整備 課、浄水場 又は水処理 事務所に勤 務する者に 限る。
乙	2 (2)	2 (3)	3	12月1日 から翌年 の3月31 日まで	人材育成推 進室、給排 水設備課、 営業センタ ー等、建設 工 事 事 務 所、配 水 課、管路セ ンター、施 設整備課、 浄水場又は 水処理事務 所に勤務す る 者 に 限 る。た だ し、括弧書 きは、施設 整備課、浄 水場又は水 処理事務所 に勤務する 者に適用す

							る。
半外とう	1	5	9	12月 1 日 から翌年 の 3 月 31 日まで			
地下たび	1	1	3				管路センタ ー（配水維 持係及び配 水工事係に 限る。）に 勤務する者 （布靴の貸 与を受ける 者 を 除 く。）に限 る。
布靴	1	2	3				人材育成推 進室、給排 水設備課、 営業センタ ー等、配水 課又は管路 センターに 勤務する者 （地下たび の貸与を受 ける者を除 く。）に限 る。
作業靴下	12	1	3、9				

作業安全靴	1 (2)				現場作業に従事する者に限る。ただし、括弧書きは、人材育成推進室、営業センター等及び管路センターにおいて現場作業に従事する者（倉庫整理業務に従事する者を除く。）に適用し、半長靴及び編上靴を貸与するものとする。
スニーカー型安全靴	1				現場作業に従事する者に限る。
ベルト	1	3	3		
保護帽	1				現場作業に従事する者に限る。
帽子夏又は帽子合冬	1				現場作業に従事する者

						に限る。
--	--	--	--	--	--	------

別表第 2 中

「

ベルト	布地	ねずみ色	バックル 付サラン バンド
-----	----	------	---------------------

を

」

「

作業安全靴		黒色	革製（半 長靴又は 編上靴）
スニーカー型安全靴		黒色	人工皮革 ・合成ゴ ム製
ベルト	布地	ねずみ色	バックル 付サラン バンド
保護帽		黄色	ポリカー ボネート 樹脂
帽子夏又は帽子合冬	綿と合成 繊維地	紺色	ポーラ型

に改める。

」

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第10号

名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第55条第2項第7号中「及び宅地内排水ポンプ設備設置工事補助金」を「、宅地内排水ポンプ設備設置工事補助金及び雨水流出抑制施設設置補助金」に改める。

第123条中「（資産活用課長の定めるものにあつては、専用器具備品整理簿）」を削る。

第126条中「（第123条に規定する資産活用課長の定めるものにあつては、他の課及び公所の長へ専用器具備品整理簿の引継ぎをし）」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第11号

名古屋市上下水道局公有財産規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第49号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月25日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第6条第1項中「、第24条から第31条まで及び第32条の2」を「及び第24条」に改め、同条第2項中「、第31条及び第32条の2」を「及び第31条」に改め、同条第3項中「、第24条から第31条」を「及び第24条から第35条の2」に改め、「及び第32条の2から第35条の2まで」を削る。

第7条第5号及び第7条の2第7号中「当局」を「局」に改める。

第14条第4号中「電気、ガス等を局の施設に供給」を「局の事業に供するために電柱、電話柱又は地下埋設管その他これらに類する施設を設置」に改め、同条第5号を削り、同条第6号を同条第5号とする。

第18条を削る。

第18条の2の見出しを「（管理義務）」に改め、同条中「維持保全」を「維持管理」に改め、同条を第18条とする。

第22条の見出し中「必要費」を「有益費等」に改め、同条中「使用物件について」の次に「有益費又は」を加える。

第23条第1項中「局長は」の次に「、局の事業の用に供するため必要が生じたときのほか」を加え、同項第3号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項各号の規定による」に改め、同項を同条第2項とする。

第23条の4中「、第18条」を削る。

第27条第6号中「又は第32条の2」を削る。

第32条を次のように改める。

（保証金）

第32条 借受人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額

の保証金を納付しなければならない。

(1) 第26条第1項第1号から第3号までに掲げる土地を借り受ける場合 通常の実例価額を基準として定める額

(2) 第26条第1項第4号から第7号までに掲げる財産を借り受ける場合 貸付料の3月分に相当する額以上の額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 貸付けの期間が3月以内であるとき。

(2) 公共団体又は公共的団体が事務遂行上使用するとき。

(3) 契約の相手方が過去の実績その他の状況から判断して契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) その他局長が特に認めたとき。

3 保証金は、貸付料又は延滞金の納付を遅延した場合においてこれに充当するほか、当該使用により生ずる一切の損害の賠償に充当する。

4 前項の規定による充当により保証金に不足が生じたときは、これを追納させる。

5 保証金は、土地の引渡しを受けた後に借受人の請求により返還する。ただし、局において建物の取壊費用等を負担した場合は、保証金の額からその費用を控除した額を返還する。

6 保証金には、利子を付さないものとする。

第32条の2を削り、第32条の3を第32条の2とする。

第36条中「第18条の2」を「第18条」に改める。

別記様式第2を次のように改める。

別記様式第2（第11条関係）

(表)

行政財産使用許可書		
年 月 日		
様		
名古屋市上下水道局長 印		
年 月 日付第 号で申請のありました行政財産の使用については、次のとおり許可します。		
許可の内容	使用財産の種類又は名称	
	所在地	
	使用面積又は数量	
	使用期間	
	使用目的	
許可の条件	裏面記載の許可条件を守ること。	
	使用料	

- 教示 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。なお、3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に名古屋市を被告として（上下水道局長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6月以内であっても、処分又は裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

(裏)

許
可
の
条
件

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

名古屋市交通局告示第3号

ＩＣカード乗車券と併せて使用できる乗車券についての一部改正
について

平成23年名古屋市交通局告示第8号（ＩＣカード乗車券と併せて使用できる乗車券について）の一部を、令和4年4月2日から次のように改正します。

令和4年3月23日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第2項第1号アを次のように改めます。

ア 普通券及び割引券

深夜バス系統に係る乗車券の料金等を定める規程（平成2年名古屋市交通局管理規程第9号）第4条の場合において、普通券又は割引券を使用して乗車する乗客は、同条に規定する金額をＩＣカード乗車券のＳＦ残額から差し引くことにより支払うことができます。

名古屋市交通局営業本部企画財務部経営企画課

名古屋市交通局告示第4号

乗合自動車の運行系統の新設、廃止及び変更並びに停留所の新設等について

本市乗合自動車の運行系統の新設、廃止及び変更並びに停留所の新設等を次のとおり実施します。

令和4年3月23日

名古屋市交通局長 小林 史郎

1 新設系統

系 統 記 号	運 行 経 路
千種 1 1 イ	千種駅前－今池－仲田本通－東部医療センター－北千種町－北千種住宅前－北千種三丁目－清明山－谷口－浄水場西－砂田橋－廿軒家会館－廿軒家小学校－長栄－城下－千代田－小幡苗代－中井－藪田－大森住宅－大森四丁目－大森車庫
高畑 1 5 ロ	八田駅－上高畑－地下鉄高畑－野田小学校－八王子町－寺腰－助光住宅－助光中学校－三日月住宅－権野－正江橋－福田二丁目－知多-西茶屋荘北－西茶屋荘－南陽交通広場
鳴海 1 2	要町－下浜－鳴尾車庫－上浜－鳴尾町－大慶橋－上汐田－鳴海栄町－名鉄鳴海－鳴海栄町－善明寺－平部－緑区役所－亀原－大高緑地西－大高南小学校－瀬木川東－南大高駅西－南大高駅－籠池西－籠池東－郷前－下切－有松町口無池
鳴海 1 2 イ	南大高駅－籠池西－籠池東－郷前－下切－有松町口無池
笠寺 1 1	笠寺駅－南区役所－日本ガイシスポーツプラザ－北頭－

	南高校－忠次－豊田荘－三新通二丁目－道德本町六丁目－ 道德新町－道德通－泉楽通一丁目－三条－中京病院－ 明治小学校西－明治一丁目－内田橋－内田橋北－熱田橋－ 熱田伝馬町－内田橋北－内田橋－明治一丁目－ 明治小学校西－中京病院－二条町－豊郷町－豊本通－ 豊一丁目－南浜通－青峰通－岩戸町－宮崎通－ 新郊通三丁目－桜本町一丁目－桜本町四丁目－笠寺西門－ 本城中学前－南区役所－笠寺駅
有松 1 1 イ	名鉄有松－有松小学校－高根－地藏池－桶狭間古戦場公園 －桶狭間寺前－郷前－下切－有松町口無池
有松 1 1 ロ	有松町口無池－有松インター北－有松町清水山－権平谷－ 愛宕西－三丁山－有松小学校－名鉄有松
有松 1 3	鳴海団地－鳴海団地内郵便局－東陵中学校－名鉄有松－ 細根－姥子山西－姥子山三丁目－敷田北－姥子山四丁目－ 太子北－太子
志段味 1 1	藤塚－中志段味－雨池－西原－東原－南原－大久手池－ 大久手池東－志段味大塚古墳－所下－東谷橋－高蔵寺
鳴・有	鳴尾車庫－上浜－鳴尾町－大慶橋－上汐田－鳴海栄町－ 名鉄鳴海－鳴海栄町－善明寺－平部－左京山－西有松－ 有松中町－有松小学校－名鉄有松

2 廃止系統

系 統 記 号	運 行 経 路
幹砂田 1 ハ	砂田橋～大森車庫
金山 2 5 ロ	港区役所～稲永町～野跡駅
上社 1 2 イ	上社～引山～緑ヶ丘住宅
上社 1 2 ハ	上社～緑丘高校～緑ヶ丘住宅

曾根 1 1 イ	大曾根～矢田川橋～名鉄印場
神宮 1 6	神宮東門～南区役所～神宮東門
神宮 1 6 イ	神宮東門～新郊通三丁目～笠寺駅
神宮 1 6 口	笠寺駅～道德通～神宮東門
徳重 1 3 口	地下鉄徳重～鳴海町笹塚～藤田医科大学病院
徳重 1 4 イ	地下鉄徳重～大清水～名鉄有松
有松 1 2	要町～名鉄有松～有松町口無池
有松 1 2 イ	鳴尾車庫～名鉄有松～有松町口無池
有松 1 2 口	鳴尾車庫～星崎～名鉄有松
有松 1 2 ハ	大高駅～名鉄有松～有松町口無池
高速 1	栄～有松町口無池～森の里団地

3 変更系統

現 行		変 更 後	
系 統 記 号	運 行 経 路	系 統 記 号	運 行 経 路
幹神宮 1	神宮東門～当知一丁目～多加良浦	幹神宮 1	熱田区役所～神宮東門～当知一丁目～多加良浦
幹神宮 1 イ	神宮東門～当知一丁目～河合小橋	幹神宮 1 イ	熱田区役所～神宮東門～当知一丁目～河合小橋
幹神宮 1 口	神宮東門～当知一丁目～中川車庫前	幹神宮 1 口	熱田区役所～神宮東門～当知一丁目～中川車庫前
幹神宮 1 ハ	神宮東門～当知一丁目～中川車庫前	幹神宮 1 ハ	熱田区役所～神宮東門～当知一丁目～中川車庫前

	目～明德橋		門～当知一丁目～明德橋
幹神宮 2	神宮東門～熱田区役所～熱田駅西～旗屋町～白鳥橋～一番三丁目～昭和橋～権野	幹神宮 2	熱田区役所～神宮東門～熱田伝馬町～一番三丁目～昭和橋～権野
幹神宮 2 ハ	神宮東門～熱田区役所～熱田駅西～旗屋町～白鳥橋～一番三丁目～中川車庫前	幹神宮 2 ハ	熱田区役所～神宮東門～熱田伝馬町～一番三丁目～中川車庫前
金山 2 0	金山～野立小学校～三日月住宅～権野	金山 2 0	金山～野立小学校～三日月住宅～権野（増設）～権野
千種 1 3 ロ	千種駅前～東部医療センター～小幡宮前～西城～緑ヶ丘住宅	千種 1 3 ロ	千種駅前～東部医療センター～小幡宮前～小幡～守山区役所～緑ヶ丘住宅
高畑 1 5	八田駅～三日月住宅～権野～富永～南陽交通広場	高畑 1 5	八田駅～三日月住宅～権野（増設）～権野～富永～南陽交通広場
高畑 1 5 イ	八田駅～助光住宅～三日月住宅～権野	高畑 1 5 イ	八田駅～助光住宅～三日月住宅～権野（増設）～権野
高畑 1 7	地下鉄高畑～大当郎橋～三日月住宅～権野～戸田荘	高畑 1 7	地下鉄高畑～大当郎橋～三日月住宅～権野（増設）～権野～戸田荘
曽根 1 1	大曽根～小幡宮前～	曽根 1 1	大曽根～小幡宮前～

	小幡～緑ヶ丘住宅		西城～緑ヶ丘住宅
徳重 1 4	地下鉄徳重～平手～ 大清水～名鉄有松～ 鳴海団地	徳重 1 4	地下鉄徳重～鳴海町 笹塚～大清水～名鉄 有松
鳴海 1 1	南大高駅～大高町植 松～森の里団地～大 高駅東～名鉄鳴海～ 緑区役所～森の里団 地～南大高駅	鳴海 1 1	南大高駅～瀬木川東 ～森の里荘～大高駅 ～名鉄鳴海～緑区役 所～大高南小学校～ 南大高駅
有松 1 1	有松町口無池～愛宕 西～名鉄有松～太子	有松 1 1	名鉄有松～地藏池～ 有松町口無池～愛宕 西～名鉄有松
熱田巡回	神宮東門～金山南口 ～神宮東門	熱田巡回	金山～神宮東門～熱 田伝馬町～船方～金 山
南巡回	神宮東門～南区役所 ～神宮東門	南巡回	笠寺駅～内田橋北一 熱田橋一熱田伝馬町 一内田橋北～笠寺駅

4 新設停留所

名 称	位 置	
あつたばし 熱田橋	北行	熱田区伝馬三丁目 7 番 9 号地先
しょうこうばし 正江橋	南行 北行	中川区江松四丁目 1 4 1 3 番地先 中川区江松四丁目 1 5 0 4 番地先
ふくたにちょうめ 福田二丁目	南行 北行	港区小賀須四丁目 1 0 1 3 番地先 港区知多一丁目 1 0 6 番地先
かごいけひがし 籠池 東	東行 西行	緑区桶狭間神明 4 0 3 3 番地先 緑区桶狭間森前 1 0 2 番地先

かごいけにし 簗池西	東行	緑区文久山 9 0 6 番地先
	西行	緑区文久山 9 0 1 番 1 地先
もり さとそう 森の里荘	南行	緑区森の里一丁目 9 4 番地先
	北行	緑区森の里二丁目 6 番地先

5 増設停留所

名 称	位 置	
熱田区役所	南行	熱田区神宮三丁目 1 番 6 号地先
	北行	熱田区神宮一丁目 1 0 1 番地先
熱田伝馬町	南行	熱田区神宮四丁目 5 番 1 8 号地先
内田橋北	東行	熱田区伝馬二丁目 2 9 番 3 0 号地先
権野	南行	中川区一色新町一丁目 1 0 0 9 番地先
	北行	中川区一色新町三丁目 1 0 5 番地先
大慶橋	東行	南区元鳴尾町 2 2 番地先
郷前	東行	緑区南陵 1 1 1 番地先
	西行	緑区南陵 2 0 1 番地先

6 廃止停留所

名 称	位 置	
大慶橋	南行	南区星崎二丁目 1 0 1 番地先
森の里団地	南行	緑区森の里一丁目 9 7 番地先
	降車	緑区森の里一丁目 9 6 番 2 地内

7 名称変更停留所

現 行	変 更 後
-----	-------

競馬場	かわにしどおりさんちょうめ 川西通三丁目
競馬場正門	かわにしどおりよんちょうめ 川西通四丁目
名古屋競馬場前駅	こうほくえき 港北駅
サンビーチ日光川	につこうがわこうえん 日光川公園
森の里団地	おおだかみなみしょうがっこう 大高南小学校
大高町植松	せき がわひがし 瀬木川東

8 実施時期

令和4年4月2日

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局管理規程第8号

ＩＣカード乗車券による乗車の判定時刻に関する規程を次のように定める。

令和4年3月23日

名古屋市交通局長 小林 史郎

ＩＣカード乗車券による乗車の判定時刻に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号。以下「乗合規程」という。）第24条の4第2項に規定する高年齢者割引全線定期券の乗車並びにＩＣカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号。以下「ＩＣカード規程」という。）第43条第1項及び第44条第1項に規定する乗継割引の対象となる乗車並びに同規程第45条第1項に規定するマナカマイレージポイント付与の対象となる乗車の判定に用いる時刻について定めるものとする。

(高年齢者割引全線定期券)

第2条 乗合規程第24条の4第2項に規定する「午前10時から午後4時までに乗車する場合」とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時刻が午前10時から午後4時までの間にある場合をいう。

- (1) 乗合自動車（ガイドウェイバスシステム志段味線の平面区間（以下「ガイドウェイバス平面区間」という。）を除く。）乗車時（基幹2号系統にあつては降車時）に乗合自動車内において料金箱による検査を受けた時刻
- (2) ガイドウェイバス平面区間（名古屋ガイドウェイバス株式会社のガイドウェイバスシステム志段味線高架区間（以下「ガイドウェイバス高架区間」という。）との連絡運輸によって接続駅（ガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程（平成13年名

古屋市交通局管理規程第5号)第2条に定める接続駅をいう。)を経由して乗車する場合(以下「ガイドウェイバス平面高架連続乗車」という。)を含む。) ICカード読み取り機又は料金箱若しくはガイドウェイバス高架区間の駅改札機による検査を受けた時刻
(乗継割引)

第3条 ICカード規程第43条第1項及び第44条第1項に規定する「90分以内に乗り継いで乗車する場合」は、乗継前の乗車における次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時刻と、乗継後の乗車における乗合自動車にあつては第1号に定める時刻、高速電車にあつては第3号に定める時刻、ガイドウェイバス平面区間にあつては乗車時にICカード読み取り機による検査を受けた時刻との間が90分以内である場合をいう。

- (1) 乗合自動車(ガイドウェイバス平面区間を除く。) 乗車時(基幹2号系統にあつては降車時)に乗合自動車内において料金箱による検査を受けた時刻
- (2) 名鉄バス株式会社の乗合自動車 降車時に名鉄バス車内において料金箱による検査を受けた時刻
- (3) 高速電車及び名古屋臨海高速鉄道株式会社の鉄道線 乗車駅において自動改札機による検査を受けた時刻(ただし、名古屋鉄道株式会社の鉄道線(以下「名鉄線」という。)の駅から名鉄線と高速電車線との連絡運輸によって接続駅(連絡運輸規程(昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号)別表第1第1項第1号アに定める接続駅をいう。)を経由して高速電車に乗車する場合は、名鉄線の乗車駅において自動改札機による検査を受けた時刻(以下「名鉄線乗車時刻」という。))
- (4) ガイドウェイバス平面区間及びガイドウェイバス高架区間(ガイドウェイバス平面高架連続乗車を含む。) 降車時に料金箱又はガイドウェイバス高架区間の駅改札機による検査を受けた時刻
(マイレージポイントの付与)

第4条 ICカード規程第45条第1項第2号及び第3号に規定する午前10時から午後4時までの乗車とは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時刻が午前10時から午後4時までの間にある場合をいう。

- (1) 乗合自動車 乗車時（基幹 2 号系統にあつては降車時）に乗合自動車内において料金箱による検査を受けた時刻
- (2) 高速電車 乗車駅において自動改札機による検査を受けた時刻又は名鉄線乗車時刻

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第9号

乗合自動車乗車料条例施行規程及び高速電車乗車料条例施行規程の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

名古屋市交通局長 小林 史郎

(乗合自動車乗車料条例施行規程の一部改正)

第1条 乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の4及び第1条の5を削る。

第32条の2中「交付した敬老パス」の次に「（同条例の規定に基づき利用することができるものに限る。）」を加える。

(高速電車乗車料条例施行規程の一部改正)

第2条 高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第44条の2中「交付した敬老パス」の次に「（同条例の規定に基づき利用することができるものに限る。）」を加える。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。ただし、第1条中乗合自動車乗車料条例施行規程第1条の4及び第1条の5を削る改正規定は、令和4年4月2日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第10号

ICカード乗車券取扱規程（平成23年名古屋市交通局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月23日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第5条第1項中「若しくは共通一日乗車券」を「、共通一日乗車券若しくは乗合規程第24条の2に規定する一日乗車券（以下「バス一日乗車券」という。）」に改める。

第17条第5項中「又は共通一日乗車券」を「、共通一日乗車券又はバス一日乗車券」に改める。

第27条第1項中「、乗合規程第1条の5第2項に規定する都市高速道路通行料金」を削る。

第28条第5項中「又は共通一日乗車券」を「、共通一日乗車券又はバス一日乗車券」に改める。

第30条第2項中「又は共通一日乗車券」を「、共通一日乗車券又はバス一日乗車券」に改める。

第31条第1項を次のように改める。

乗客は、ICSFカード乗車券が不要となった場合において払戻申請書に必要事項を記入して当該ICSFカード乗車券とともに提出したときは、ICカード発行事業者規則の定めるところにより当該ICSFカード乗車券の払戻しを請求することができる。この場合において、係員が提示する同意書に乗客が署名したときは、当該ICSFカード乗車券の払戻しを行う。ただし、無記名式ICSFカード乗車券の場合は、払戻申請書の提出及び同意書への署名を要しないものとする。

第31条第4項中「払戻しの請求を行った」を「払戻しを行った」に改める。

第39条第1項中「付加定期券の払戻し」を「当該付加定期券の払戻し」に、

「この場合においては」を「この場合において、係員が提示する同意書に乗客が署名したときは」に改め、同条第3項中「その払戻し」を「当該ＩＣカード定期券の払戻し」に改める。

第40条第1項中「証明したときは、」の次に「当該付加定期券の消去を請求することができる。この場合において、係員が提示する同意書に乗客が署名したときは、」を、「消去申請書の提出」の次に「及び同意書への署名」を加え、同条第2項中「消去申請書を提出した」を「付加定期券の機能を消去した」に改める。

第43条第2項第3号中「若しくは共通一日乗車券」を「、共通一日乗車券若しくはバス一日乗車券」に改める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。ただし、第27条第1項の改正規定は、令和4年4月2日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第11号

乗合自動車の運行系統の変更、廃止等に伴う定期券等の既納料金の還付及び還付に係る手数料の特例に関する規程を次のように定める。

令和4年3月23日

名古屋市交通局長 小林 史郎

乗合自動車の運行系統の変更、廃止等に伴う定期券等の既納料金の還付及び還付に係る手数料の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、乗合自動車の運行系統の変更、廃止等に伴い、乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号。以下「乗合規程」という。）、ガイドウェイバスシステム志段味線に係る乗車券の料金及び連絡運輸等に関する規程（平成13年名古屋市交通局管理規程第5号。以下「ガイドウェイバス規程」という。）、割引連絡定期券等の料金等を定める規程（昭和49年名古屋市交通局管理規程第15号。以下「割引連絡規程」という。）及び連絡運輸規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第14号）に規定する定期券等の既納料金の還付及び還付に係る手数料の特例について必要な事項を定めるものとする。

(還付の特例)

第2条 令和4年4月1日までに発売した定期券等の既納料金は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り還付することができる。

- (1) 令和4年4月1日までに発売し、同月2日以降も通用期間のある定期券等を乗客が所持していること。
- (2) 令和4年3月24日から同年9月30日までの間（定期券等の通用開始日が同年4月2日以降の場合は、通用開始日前までに限る。）に乗客から還付の請求があること。

第3条 前条に定める定期券等の既納料金の還付額は、次表左欄に掲げる区分に応じて同表右欄に掲げるとおりとする。

区 分	既納料金の還付額
乗合規程に規定する定期券及び割引定期券	乗合規程第31条第1項第2号に規定する金額
ガイドウェイバス規程に規定する定期券並びに学生通学定期券及び学生定期券並びに割引定期券	乗合規程第31条第1項第2号の規定を準用して得た額及び名古屋ガイドウェイバス株式会社において定める払戻額の合算額
割引連絡規程に規定する乗合自動車・高速電車割引連絡定期券、乗合自動車・名古屋臨海高速鉄道（以下「名臨高線」という。）割引連絡定期券、乗合自動車・ガイドウェイバス志段味線高架区間（以下「ガイドウェイバス高架区間」という。）割引連絡定期券、乗合自動車・高速電車・名臨高線割引連絡定期券、乗合自動車・高速電車・ガイドウェイバス高架区間割引連絡定期券、乗合自動車・名臨高線・ガイドウェイバス高架区間割引連絡定期券及び乗合自動車・高速電車・名臨高線・ガイドウェイバス高架区間割引連絡定期券	乗合自動車にあつては乗合規程第31条第1項第2号の規定を準用して得た額、高速電車にあつては高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号。以下「高速規程」という。）第89条第1項の規定を準用して得た額、名臨高線にあつては名古屋臨海高速鉄道株式会社において定める払戻額、ガイドウェイバス高架区間にあつては名古屋ガイドウェイバス株式会社において定める払戻額の合算額
連絡運輸規程に規定する乗合自動車と連絡運輸機関の連絡運輸の定期券及び乗合自動	乗合自動車にあつては乗合規程第31条第1項第2号

車・高速電車と連絡運輸機関の連絡運輸の 定期券並びに乗合自動車と連絡運輸機関の 連絡運輸の割引定期券及び乗合自動車・高 速電車と連絡運輸機関の連絡運輸の割引定 期券	の規定を準用して得た額、 高速電車にあっては高速規 程第 8 9 条第 1 項の規定を 準用して得た額、連絡線に あっては連絡運輸機関にお いて定める払戻額の合算額
--	---

(手数料)

第 4 条 前 2 条の規定による還付に係る手数料は、徴収しない。

(取扱場所)

第 5 条 第 2 条及び第 3 条の規定による定期券等の既納料金の還付の取扱場所は、各駅及び各乗車券発行所とする。ただし、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者又は地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）第 6 条の規定による改正前の地方自治法第 2 3 1 条の 2 第 6 項に規定する指定代理納付者により乗車料金を納付した者にあっては、各乗車券発行所に限る。

(その他)

第 6 条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 2 4 日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド名古屋星ヶ丘店
名古屋市千種区星ヶ丘 1丁目 1番 7

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町 1番 1号	(株)ヤマダホールディングス	変更なし	変更なし

- (2) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市千種区星ヶ丘一丁目 1番 7号	名古屋市千種区星ヶ丘 1丁目 1番 7

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	

1	(株)ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町 1番 1号	—	—	—	令和 2年 9月 30日
2	—	—	—	(株)ヤマダデ ンキ	代表取締役 小林 辰夫	群馬県高崎市栄町 1番 1号	令和 2年 10月 1日

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 2年10月 1日
- (2) 店舗の所在地については、令和 4年 3月 3日
- (3) 小売業者については、2(3)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、名称変更のため
- (2) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (3) No. 1の小売業者については、退店のため
- (4) No. 2の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 3月 3日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 3月22日から同年 7月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗

を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4 年 7 月 22 日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年3月22日

名古屋市長 河村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド名古屋星ヶ丘店

名古屋市千種区星ヶ丘1丁目1番7

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
建物地下2階屋内駐車場①	124台	94台
建物地下1階屋内駐車場②	105台	変更なし
3階屋内駐車場③	83台	変更なし
敷地外平面駐車場④	90台	—
計	402台	282台

駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
建物地下2階屋内駐車場①	午前0時00分から 午後12時00分まで	変更なし
建物地下1階屋内駐車場②		
3階屋内駐車場③	午前9時00分から 午後10時00分まで	変更なし
敷地外平面駐車場④		
	午前9時00分から 午後10時00分まで	—

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数	
	変更前	変更後
出入口	4箇所	2箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3 変更の日

令和 4年11月 4日

4 変更しようとする理由

利用実態に見合った駐車場運営とするため

5 届出の日

令和 4年 3月 3日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

千種区役所情報コーナー及び名東区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 3月22日から同年 7月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 7月22日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 3月22日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド守山店

名古屋市守山区深沢一丁目 102番地

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前			変更後		
氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所
(株)ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町 1番 1号	(株)ヤマダホールディングス	変更なし	変更なし

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更 年月 日
	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名又は 名 称	代表者の 氏 名	住 所	
1	(株)ヤマダ電機	代表取締役 山田 昇	群馬県高崎市栄町 1番 1号	—	—	—	令和 2年 9月 30日
2	—	—	—	(株)ヤマダデンキ	代表取締役 小林 辰夫	群馬県高崎市栄町 1番 1号	令和 2年 10月 1日

3 変更の日

- (1) 設置者については、令和 2年10月 1日
- (2) 小売業者については、2(2)で既述

4 変更した理由

- (1) 設置者については、名称変更のため
- (2) No. 1の小売業者については、退店のため
- (3) No. 2の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 3月 3日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 3月22日から同年 7月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 7月22日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

令和４年度名古屋市職員第１類採用試験及び職務経験者採用試験
公告

名古屋市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和４年３月２２日

名古屋市人事委員会委員長 西 部 啓 一



令和4年度

名古屋市職員採用試験案内 (第1類[大学卒業程度・22～30歳]) 「行政A」(年度途中採用)

【申込期間】

3月22日(火)から4月11日(月)までの登録完了分有効

令和4年3月22日
名古屋市人事委員会

『名古屋の未来を変えるのは、君だ!』

本市では、名古屋をよりよくしたいという熱意を持ち、主体的・積極的に行動できる人材を求めています。

注意事項

- 本試験に合格された方は、**原則として令和4年7月採用**です。
- 今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、試験日程等変更となる場合があります。採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイト及び名古屋市人事委員会公式ツイッターでお知らせします。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
事務	行政A	25名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など

※ 組織の改廃等により、採用予定人員は変更となる場合があります。また、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

<申込及び問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

T E L : 052-972-3308

F A X : 052-972-4182

M a i l : a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp



2 受験資格

次の(1)～(3)の要件を満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

次のいずれかに該当する方

- ・ 平成3年(1991年)4月2日から平成12年(2000年)4月1日までに生まれた方
- ・ 平成12年(2000年)4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した方（令和4年(2022年)3月31日までに卒業見込の方を含む。）又はこれと同等の資格があると名古屋市人事委員会が認める方

(2) 次のいずれにも該当しない者

- ・ 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(3) 本市職員ではない方

ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

〈その他〉

- ・ 日本国籍を有しない方については、受験資格以外に職員として採用されるにあたっての注意事項があります。必ず確認してください。（P6「7(5)」及びP8「12(1)」参照）

3 試験の日程等 (注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

試験の流れ		日程	
受験申込		3月22日(火)～4月11日(月)	
受験票発送		4月19日(火)	
受験教室のお知らせ		4月22日(金) 市ウェブサイトにて公開します。	
第1次試験		4月24日(日) 着 席 午前9時00分 終了予定 午後0時45分頃 ・第1次試験会場は、市内の大学を予定しており、 受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・第1次試験科目は、4ページをご覧ください。 <u>なお、第2次試験である論文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>	
第1次試験合格者発表		5月6日(金)	
第2次試験	口述試験	個別面接①	5月14日(土)、15日(日)のうち1日
		個別面接②の 対象者発表	5月24日(火)
		個別面接②	5月28日(土)、29日(日)のうち1日
最終合格者発表		6月3日(金)	

<合格者及び対象者発表について>

- 合格者、対象者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトにて公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で5月11日(水)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課試験係（052-972-3308）までご連絡ください。

イ 個別面接② 対象者発表及び最終合格者発表

それぞれの試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。個別面接② 対象者となった方で5月26日(木)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課試験係（052-972-3308）までご連絡ください。

<面接の日程について>

- 個別面接① の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- 個別面接② の日程は個別面接② 対象者通知でお知らせします。
- 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験方法

(1) 合格者の決定方法

<最終合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。
その場合、他の試験科目の採点はいりません。
- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

(2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題及び文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題 (択一式) <40問必須解答>	600点
	口述試験	個別面接◎	600点
		個別面接◎ ※ 個別面接◎ 対象者は、第1次試験及び個別面接◎ の得点を合計して決定します。	1,200点
第2次試験	論文試験 (60分)	与えられた課題についての記述式試験 《4月24日(日)実施》 ※ 個別面接◎ 対象者のみ採点の対象とします。	600点

5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、8 ページ「12 その他(2)」参照)

- 申込期間終了後の試験区分の変更は、一切できません。
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 ・ プリンターを持っていない方は、知人等のプリンターやコンビニのマルチコピー機などで印刷してください。 ・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 https://get.adobe.com/jp/reader/ ・ 受験票の印刷はA4判の普通紙で行ってください。 ・ 使用されるパソコン等の機種や環境などにより利用できない場合があります。 ・ 名古屋市電子申請サービスに関するよくあるお問い合わせと回答は、「よくあるご質問 (https://graffer.jp/faq/smart-apply)」をご覧ください。	
申込から第1次試験までの流れ		
申込期間	3月22日（火）から4月11日（月）までに申込が完了したもののみを有効とします。 ・ システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ 使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込方法	① 右の二次元コードを読み取り、名古屋市電子申請サービス (https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya)にアクセスしてください。 ② キーワード検索で、「第1類採用試験」と検索してください。 ③ 試験名「行政A」を選択し、順次画面の指示に従って申込をしてください。 	
受験票等の交付 4/19～	受験票及び 写真票兼承諾書の 印刷・写真添付・ 署名	・ 4月19日（火）以降に送付する電子メール本文に従って、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） ・ 4月21日（木）までに電子メールが届かない場合は、人事委員会事務局任用課試験係（052-972-3308）までご連絡ください。
第1次試験 4/24	受験票及び 写真票兼承諾書を 提示	・ 写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査等を行います。
- (3) 採用は、**原則として令和4年7月**です。
- (4) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。
- (5) 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない場合は、採用されません。

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	第1次試験又は第2次試験の結果 発表当日からその翌月同日まで (ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで) { ・ 9:00～12:00 ・ 13:00～17:00 (土・日・祝日・振替休日を除く。)	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、 受験者本人 が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券、学生証等の身分証明書 <u>(写真のあるもの)</u> (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格点 総合順位		

- (注) ・ 個別面接^②の対象とならなかった方への成績開示は、最終合格者発表日(6月3日)以降です。
- ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
 - ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
 - ・ 必要提示書類(写真付の身分証明書及び受験票)に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください)。

9 主な勤務条件

(令和4年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

(1) 初任給の例

210,450円

(注)・ 上記の初任給は、給料月額に地域手当を加えたものです。

・ 学校卒業後の経歴などがある場合は、上記金額に一定の基準により加算されます。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter (https://twitter.com/nagoyashi_saiyo)により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 3月28日（月）までの消印有効 **《持込不可》**

（注）申込書は、3月29日（火）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 4月11日（月）までの消印有効 **《持込不可》**

« 申込書の請求手続 »

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「第1類採用試験申込書（行政A）請求」（朱書き）

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料354円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、送付する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(3) 第1次試験会場予定地

第1次試験会場は、市内の大学を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。

また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。
公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

＜情報コーナー＞

◆ 名古屋市職員採用ナビを公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員などを見て知れる名古屋市職員採用ナビを公開しました。「名古屋市の今」と「名古屋市の未来」、事務、土木、建築、機械、電気、研究、消防をはじめ、18職種、25名の職員の業務内容・メッセージ、「NAGOYA BOOST 10000」などのプロジェクトストーリー、育児休業を取得した職員の体験談などを掲載していますので、ぜひご覧ください！



◆ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索🔍



◆ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。



令和4年度

名古屋市職員採用試験案内 (職務経験者(年度途中採用)) 「行政A・土木・建築・電気」

【申込期間】

3月22日(火)から4月11日(月)までの登録完了分有効

令和4年3月22日

名古屋市人事委員会

『名古屋の未来を変えるのは、君だ!』

名古屋市では、民間企業等で職責を果たす中で培ってきた、豊かな経験・積極的な行動力・柔軟な発想力を有し、即戦力として活躍できる人を募集します。

注意事項

- 本試験に合格された方は、**原則として令和4年7月採用**です。
- 今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、試験日程等変更となる場合があります。採用試験に関する最新の情報は、名古屋市公式ウェブサイト及び名古屋市人事委員会公式ツイッターでお知らせします。

1 試験区分・採用予定人員・主な職務内容

試験区分		採用予定人員	主な職務内容
事務	行政A	25名程度	本庁各局や区役所等、市のあらゆる機関における庶務、予算・経理、戸籍・住民登録、保険年金、税務、生活保護、その他福祉、生涯学習、文化・観光振興、産業振興、生活・流通、環境施策、国際交流、総合企画 など
	土木	20名程度	本庁各局や公所等における道路・河川等の維持管理・設計・施工監理、公共施設の企画・計画・設計、都市計画、機械・電気設備の保守管理、バス・地下鉄設備等の新設・保守管理等、上下水道設備の保守管理等 など
技術	建築	15名程度	
	電気	15名程度	

※ 組織の改廃等により、採用予定人員は変更となる場合があります。また、採用後上表の「主な職務内容」に掲げるもの以外の職務に従事することになる場合もあります。

<申込及び問合せ先> 名古屋市人事委員会事務局任用課試験係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

TEL: 052-972-3308

FAX: 052-972-4182

Mail: a3308@jinji.city.nagoya.lg.jp



2 受験資格

次の(1)から(5)の要件を全て満たすことが必要です。

(1) 年齢要件

昭和37年（1962年）4月2日から平成3年（1991年）4月1日までに生まれた方

(2) 職務経験

直近10年（平成24年3月1日から令和4年2月28日まで）中に、**職務経験※が通算5年以上**ある方。ただし、**最低1か所で3年以上継続して就業していた期間**が必要です。

※ 通算可能な職務経験について

- 「職務経験」とは、会社員、自営業者、公務員等として、同一の事業所に**週あたり30時間以上の勤務を1年（12箇月）以上継続して就業していた期間**のことをいいます。
- 対象となる職務経験は、試験区分により異なります。

試験区分	職務経験
行政A	職種は問いません
土木・建築	各試験区分に対応する設計・施工管理に関する職務経験
電気	試験区分に対応する設計・施工管理又は保守・維持管理に関する職務経験

(注) 3ページに「～職務経験期間の計算方法について～」を掲載していますので、必ず確認した上で、申し込みをしてください。

(3) 資格要件（建築区分のみ）（基準日：令和4年2月28日）

基準日以前に建築士法に基づく一級建築士試験に合格している方

(注) 第3次試験で、「建築」区分は一級建築士免許証明書（原本）を提示していただきます。

(4) 次のいずれにも該当しない方

- 地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(5) 本市職員ではない方

ただし、上記受験資格を満たしている本市の会計年度任用職員、任期付職員及び臨時的任用職員は受験できます。

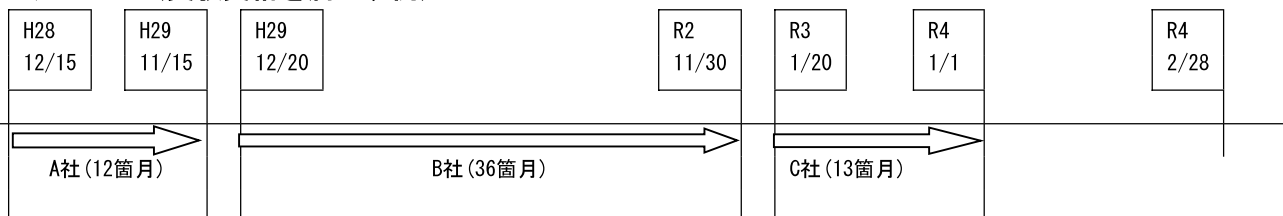
～職務経験期間の計算方法について～

【職務経験期間の計算の方法】

- ・ 勤務を開始した日が月途中の場合、その月は1か月の就業期間とみなします。また、勤務を終了した日が月途中の場合においても、その月は1か月の就業期間とみなします。（ただし、職務経験期間に通算できるのは一つの職務経験期間が1年以上継続している勤務に限ります。）
- ・ 事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用し週あたり30時間未満となった勤務期間も、継続して就業していた期間として通算します。ただし、短縮される前の所定労働時間は週あたり30時間以上である必要があります。
- ・ 休職、育児休業、介護休業などで休んでいた期間は通算しません。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。
- ・ 同一期間内の重複した職務経験は、一方のみを通算します。

→ (通算可能)

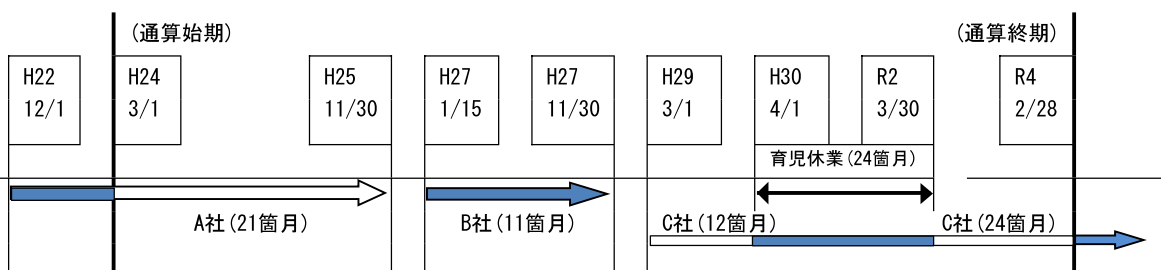
<ケース1（受験資格を満たす例）>



職務経験の合計は 61 箇月 (5 年以上)、かつ B 社で 36 箇月 (3 年) 継続して就業しているため、受験資格を満たす。

→ (通算可能) → (通算不可)

<ケース2（受験資格を満たさない例）>



職務経験の合計が57箇月なので、受験資格を満たさない。

A 社：直近10年間での職務経験なので平成24年3月1日以降の勤務のみ、職務経験として通算します。

B 社：職務経験が1年未満なので、通算できません。

C 社：育児休業期間の24箇月は通算しないので、職務経験は36箇月となります。(36箇月継続は満たす。) 労働基準法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します。

C 社：令和4年3月1日以降の勤務は、職務経験として通算しません。

3 試験の日程等

(注) 試験の日程等は変更する場合があります。

それぞれの日程にあわせて受験に必要なお知らせ等を掲載しますので、名古屋市公式ウェブサイト（以下、市ウェブサイトといいます。）を必ずご確認ください。電話による日程や可否に関するお問い合わせはご遠慮ください。

試験の流れ	日程
受験申込	3月22日(火)～4月11日(月)
受験票発送	4月19日(火)
受験教室のお知らせ	4月22日(金) 市ウェブサイト to 公開します。
第1次試験	4月24日(日) 着 席 午前9時00分 終了予定 午後0時45分頃 ・ 第1次試験会場は、市内の大学を予定しており、受験票でお知らせしますので、必ず確認してください。 ・ 第1次試験科目は、5ページをご覧ください。 <u>なお、第3次試験である論文試験についても、第1次試験にあわせて実施します。</u>
第1次試験合格者発表	5月6日(金)
第2次試験（個別面接）	5月14日（土）、15日（日）のうち1日
第2次試験合格者発表	5月24日（火）
第3次試験 (プレゼンテーション)	5月28日（土）、29日（日）のうち1日
最終合格者発表	6月3日(金)

<合格者発表について>

- ・ 合格者の受験番号を、発表日を含めて7日間、人事委員会事務局前（市役所東庁舎8階内）の掲示板に掲示するとともに、市ウェブサイトで公開します。また、下記のとおり通知します。なお、採用試験の手続きにかかる郵送料（第1次試験合格者通知を除く）については、受験者の負担となりますので、あらかじめご了承ください。

ア 第1次試験合格者発表

合格者のみに文書で通知します。第1次試験合格者となった方で5月11日(水)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課試験係（052-972-3308）までご連絡ください。

イ 第2次試験合格者発表及び最終合格者発表

それぞれの試験科目を全て受験した方全員に、文書で通知します。第2次試験合格者となった方で5月26日(木)までに文書が届かない場合は、至急、人事委員会事務局任用課試験係（052-972-3308）までご連絡ください。

<面接の日程について>

- ・ 第2次試験の日程は第1次試験合格者通知でお知らせします。
- ・ 第3次試験の日程は第2次試験合格者通知でお知らせします。
- ・ 試験日程を受験者の希望により変更することはできません。

4 試験方法

(1) 合格者の決定方法

<共通>

- ・ 受験しなかった試験科目があった場合、全ての試験科目を採点しません。

<第2次試験合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験及び第2次試験の得点を合計して決定します。
- ・ 第2次試験における口述試験が一定水準に達しない場合は、不合格となります。

<最終合格者決定方法>

- ・ 合格者は、第1次試験から第3次試験までの全ての得点を合計して決定します。
- ・ 第3次試験において、いずれかの試験科目が一定水準に達しない場合は、不合格となります。その場合、他の試験科目の採点は行いません。

(2) 試験の内容、出題分野

- ・ 問題は活字印刷文による出題です。
- ・ 身体障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、申込手続き時にその旨記入をしてください。
- ・ 試験問題の例題は、市ウェブサイトでご確認ください。

試験科目		試験の内容	配点
第1次試験	教養試験 (120分)	時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題及び文章理解、判断・数的推理及び資料解釈に関する能力を問う問題 (択一式) <40問必須解答>	120点
第2次試験	口述試験 (個別面接)	個別面接	600点
第3次試験	論文試験 (60分)	与えられた課題について、これまでの職務経験をふまえた記述式試験 《4月24日(日)実施》	600点
	口述試験 (プレゼンテーション)	これまでの職務により培われた豊かな経験や能力を、名古屋市職員としてどう活かしていくかについての発表及びその内容をふまえた個別面接	1,680点

5 申込手続

※申し込みはインターネットで行ってください。

(やむを得ない事情によりインターネット申込ができない方は、9 ページ「12 その他(2)」参照)

- 複数の試験区分に申し込むことはできません。
- **申込期間終了後の試験区分の変更は、一切できません。**
- 土・日及び祝日のお問い合わせには対応できません。期限に余裕をもって申し込んでください。
- 名古屋市職員採用試験は、申し込みによって試験の準備が進められ、その経費は市民の方に納めていただいた税金でまかなわれます。貴重な税金を有効に活用するためにも受験申込をした方は必ず受験するようお願いします。

なお、申込前に必ず市ウェブサイトに掲載している採用試験に関する告示をご一読ください。

利用環境	インターネットに接続できるパソコン又はスマートフォンと電子メールアドレスのほか、PDFファイルで送付する受験票を印刷するためにプリンターとAdobe Readerが必要となります。 ・ プリンターを持っていない方は、知人等のプリンターやコンビニのマルチコピー機などで印刷してください。 ・ Adobe Readerは以下のページから無料でダウンロードすることができます。 https://get.adobe.com/jp/reader/ ・ 受験票の印刷はA4判の普通紙で行ってください。 ・ 使用されるパソコン等の機種や環境などにより利用できない場合があります。 ・ 名古屋市電子申請サービスに関するよくあるお問い合わせと回答は、「よくあるご質問 (https://graffer.jp/faq/smart-apply)」をご覧ください。	
申込から第1次試験までの流れ		
申込期間	3月22日（火）から4月11日（月）までに申込が完了したもののみを有効とします。 ・ システム管理等のため、システムの運用を予告なく停止、休止等する場合がありますので、ご了承ください。 ・ 使用されるパソコン等や通信回線上の障害などによるトラブルについては一切責任を負いかねますので、期限に余裕をもって申し込んでください。	
申込方法	① 右の二次元コードを読み取り、名古屋市電子申請サービス (https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya) にアクセスしてください。 ② キーワード検索で、「職務経験者採用試験」と検索してください。 ③ 受験を希望する試験名を選択し、順次画面の指示に従って申込をしてください。	
受験票等の交付 4/19～	受験票及び写真票兼承諾書の印刷・写真添付・署名	・ 4月19日（火）以降に送付する電子メール本文に従って、受験票及び写真票兼承諾書を印刷してください。（受験票はPDFファイルとして発行します。） ・ 4月21日（木）までに電子メールが届かない場合は、人事委員会事務局任用課試験係（052-972-3308）までご連絡ください。
第1次試験 4/24	受験票及び写真票兼承諾書の提示	・ 写真票は必ず写真を貼付し、申込内容を確認し署名をした上で、試験当日に受験票とともにお持ちください。

6 申込後の注意事項

申込後に登録内容に変更のあった方、不慮の事故等により第1次試験会場についての配慮が必要となった方は、至急、人事委員会事務局任用課試験係(電話052-972-3308)までご連絡ください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験に合格すると、試験区分ごとに、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 最終合格発表後、合格者に対し意向調査等を行います。
- (3) 採用は、**原則として令和4年7月**です。
- (4) 受験資格がないことや受験申込時の記載事項に不正があることが判明した場合には、この採用試験の受験を無効とします。
- (5) 以下に該当する場合は、採用されません。
 - ア 職務経験期間の確認ができない場合(「職務経験期間」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等」に基づき事業主が講じる所定労働時間の短縮措置等を利用した期間)の確認は、職歴証明書の提出をもって実施します。)
 - イ 日本国籍を有しない方で、採用時に法令により永住が認められていない場合

8 試験成績の開示

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第31条の規定に基づき、受験者本人が口頭で開示を請求することができます。開示は、閲覧により行います。

請求できる人	開示内容	請求期間	請求方法
第1次試験 不合格者	科目別得点 総合得点 合格基準点 総合順位	各試験の結果発表当日からその翌月同日まで(ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで) { ・ 9:00~12:00 ・ 13:00~17:00 (土・日・祝日・振替休日を除く。)	人事委員会事務局(中区三の丸三丁目1番1号)において、 受験者本人 が次の(1)及び(2)を提示して申し出てください。 (1) 運転免許証、旅券等の身分証明書 <u>(写真のあるもの)</u> (2) 受験票
第2次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 総合得点 合格基準点 総合順位		
第3次試験 不合格者	第1次試験得点 第2次試験得点 第3次試験得点 総合得点 合格点 総合順位		

- (注)
- ・ 受験しなかった科目がある方は、対象となりません。
 - ・ 電話・郵便等による請求は受け付けておりません。
 - ・ 必要提示書類(写真付の身分証明書及び受験票)に不足がある場合は開示できません。
 - ・ 来庁の際は公共交通機関をご利用ください(自家用車での来庁はご遠慮ください。)

9 主な勤務条件

(令和4年4月1日現在 人事給与制度等の改正により変わる場合があります)

(1) 初任給の例

採用時の年齢	職務経験	事務・技術
31歳	9年	245,065円
41歳	19年	269,560円
51歳	29年	300,495円

(注) 上表の初任給例は、22歳で大学卒業後、採用時の年齢及びそれぞれの職務経験を考慮した給料月額に、地域手当を加えたものです。また、職務経験内容等により初任給例と異なる場合があります。なお、上限額は300,495円となります。

(2) 諸手当

初任給のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当などの諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 勤務時間等（勤務場所により別の定めとなる場合があります。）

1日あたり7時間45分、1週あたり38時間45分です。週休日は週に2日です。

10 緊急時の対応

台風や地震などの自然災害等により、やむを得ず試験日程等を変更することがあります。

日程変更等の有無はTwitter (https://twitter.com/nagoyashi_saiyo) により、当日午前7時以降にご確認ください。

試験当日、台風や地震などの自然災害や事故等により公共交通機関が遅延し、開始時刻までに間に合わない場合は、必ず各機関が発行する遅延証明書をお持ちください。



11 個人情報の取扱い

受験に際して提出された書類等は一切返却しません。

なお、採用試験において取得した個人情報は、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

12 その他

(1) 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任などは、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次のア及びイに該当しない範囲で行われます。その基準は、本市の「日本国籍を有しない職員の任用上の取扱いに関する規程」等に定められています。

ア 公権力の行使に該当する職務（これを行う職域は係単位で定めます。）

（例）税等の賦課・徴収、生活保護の決定、都市計画決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令、食品衛生監視、環境衛生監視、公害発生施設への改善・停止命令、消防業務全般 など

イ 公の意思の形成への参画に携わる職

（代決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。）

(2) インターネット申込ができない方

やむを得ない事情によりインターネット申込ができない場合は、郵送申込となります。この場合には、以下の「申込書の請求手続」に従って請求してください。

なお、請求手続に不備がある場合は、申込書を送付いたしかねますので、ご注意ください。

ア 申込書の請求期限 … 3月28日（月）までの消印有効 **《持込不可》**

（注）申込書は、3月29日（火）以降、到達順に順次発送します。

イ 申込書の提出期限 … 4月11日（月）までの消印有効 **《持込不可》**

《 申込書の請求手続》

1 請求用封筒（長形3号）を用意する。

(1) 表面に次のア及びイを記載する。

ア 宛先「〒460-8508（住所不要）名古屋市人事委員会事務局任用課」

イ 「職務経験者採用試験申込書（○○（試験区分））請求」（朱書き）

（例）「職務経験者採用試験申込書（行政A）請求」

試験区分は必ず記載してください。

(2) 裏面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を明記する。

2 返信用封筒（長形3号）を用意する。

表面に受験者の郵便番号、住所及び氏名を記入して、速達郵送分（長形3号の場合の郵送料354円分）の切手を貼り、表面余白に「速達」と大きく朱書きする。

3 連絡先（電話番号又はメールアドレス）を用意する（様式不問）。

4 請求用封筒に返信用封筒と連絡先を入れ、郵送する。

請求用封筒に「2 返信用封筒」と「3 連絡先」を入れて、所定の郵送料の切手を貼り、郵送する。

(3) 第1次試験会場予定地

第1次試験会場は、市内の大学を予定しています。受験会場は受験票でお知らせしますので、必ず各自の受験票で確認してください。

また、試験会場の詳細は市ウェブサイトに掲載しますので、受験票を受領後、必ずご覧ください。

- ・ 試験当日、自家用車等での来場や送迎は、近隣住民の迷惑となるため固く禁止します。
公共交通機関を利用してください。
- ・ 試験会場内の下見はできません。
- ・ 試験会場へ電話等で直接問い合わせをすることは、固く禁止します。

＜情報コーナー＞

◆ 「名古屋市職員採用ナビ」を公開中です！

名古屋市役所の今後や先輩職員などを見て知れる名古屋市職員採用ナビを公開しました。「名古屋市の今」と「名古屋市の未来」、事務、土木、建築、機械、電気、研究、消防をはじめ、18職種、25名の職員の業務内容・メッセージ、「NAGOYA BOOST 10000」などのプロジェクトストーリー、育児休業を取得した職員の体験談などを掲載していますので、ぜひご覧ください！



◆ 採用試験に関する最新の情報は市ウェブサイトをご覧ください。

⇒

名古屋市職員採用案内

で

検索



◆ 市ウェブサイトの「よくある質問」をご一読ください。

＜よくある質問の一例＞

Q. 週の勤務日数が3日や4日の場合がありますが、職務経験に該当しますか？

A. 一定の条件を満たせば該当します。

同一の事業所に週あたり30時間以上の勤務を一定期間継続して就業していれば、職務経験に該当します。

◆ Twitter (@名古屋市人事委員会) について

人事委員会の実施する採用試験等の情報を発信しています！
フォローをお待ちしております！



試験案内は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 3月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R F 新守山ショッピングセンター

名古屋市守山区新守山2830番地

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

No.	変更前			変更後			変更年月日
	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	
1	(株)キャメル珈琲	代表取締役 尾田 信夫	東京都世田谷区代田二丁目31番 8号	—	—	—	令和 3年 6月 13日
2	(株)赤ちゃん本舗	代表取締役 佐藤 好潔	大阪府大阪市中央区南本町三丁目 3番21号	—	—	—	令和 3年 5月 31日
3	(株)TSUTAYA	代表取締役 中西 一雄	東京都渋谷区南平台町16番17号	カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)	代表取締役 増田 宗昭	大阪府枚方市岡東町12番 2号	令和 3年 4月 1日
4	(株)HAPPY INS	代表取締役 柘植 圭介	東京都品川区五反田七丁目22番17号	変更なし	変更なし	東京都新宿区北新宿二丁目21番 1号	令和 3年 11月 1日

5	(株)ジーユー	代表取締役 柚木 治	山口県山口市 佐山 717 番 1	変更なし	変更なし	山口県山口市 佐山 10717 番 1	令和 2年 9月 18日
6	—	—	—	UDリテー ル(株)	代表取締役 片桐 三希 成	横浜市神奈 川区入江二 丁目18番地	令和 3年 8月 27日

3 変更の日

上記 2で既述

4 変更した理由

- (1) No. 1及びNo. 2の小売業者については、退店のため
- (2) No. 3の小売業者については、吸収合併に伴う名称、住所及び代表者変更のため
- (3) No. 4及びNo. 5の小売業者については、住所変更のため
- (4) No. 6の小売業者については、入店のため

5 届出の日

令和 4年 2月28日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 3月24日から同年 7月25日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に

ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 7月25日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 4 年 3 月 24 日懲戒処分に付した。

令和 4 年 3 月 24 日

名古屋市長 河 村 た か し

所属及び職種	処分の内容	処 分 理 由
総務局・医療技術職	停職6月	地方公務員法第29条第 1 項第 1 号及び第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 4 年 3 月 24 日懲戒処分に付した。

令和 4 年 3 月 24 日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・主任 (消防司令補)	停職 4 月	地方公務員法第29条第 1 項 第 1 号及び第 3 号

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）の規定により、次の者を令和 4 年 3 月 24 日懲戒処分に付した。

令和 4 年 3 月 24 日

名古屋市消防長 小 出 豊 明

所属・補職 (階級)	処分の内容	処分理由
消防局・消防官 (消防士長)	停職 6 月	地方公務員法第29条第 1 項 第 1 号及び第 3 号

教育委員会の人事異動

小栗成男委員は、令和４年３月23日退任した。

栗生万琴委員は、令和４年３月24日委員に任命された。